

平成 2 5 年 度

事業計画書

学校法人 椋山女学園

目 次

1	教育理念「人間になろう」の実践と本年度の方針及び沿革	1
I.	平成25年度事業計画を策定するにあたって	1
2	学園に関する事項	2
I.	設置する学校・学部・学科等の概要	2
II.	沿革	3
III.	平成25年度の重点事項	4
IV.	事務局	5
V.	センター等	9
3	椋山女学園大学に関する事項	12
I.	平成25年度の基本方針	12
II.	教育事業	13
III.	学生生活支援	18
IV.	研究事業	20
V.	国際交流	21
VI.	学術情報	22
VII.	社会貢献・連携事業	23
VIII.	学生募集・入試改革	24
IX.	管理運営	24
4	椋山女学園高等学校・中学校に関する事項	25
I.	平成25年度の基本方針	25
II.	教育活動	25
III.	生徒指導	26
IV.	進路指導	26
V.	安全管理	26
VI.	保健管理	27
VII.	職員研修	27
VIII.	保護者・地域住民等との連携・協力活動	27
IX.	施設・設備	27
X.	生徒募集計画	28
XI.	図書館活動	28

5 相山女学園大学附属小学校に関する事項	29
I. 平成25年度の基本方針.....	29
II. 教育活動.....	29
III. 生活指導.....	31
IV. キャリア教育.....	31
V. 安全管理.....	31
VI. 保健管理.....	32
VII. 組織運営.....	32
VIII. 職員研修.....	32
IX. 学校評価.....	32
X. 保護者・地域住民等との連携.....	32
XI. 施設・設備.....	33
XII. 児童募集計画.....	33
6 相山女学園大学附属幼稚園に関する事項	34
I. 平成25年度の基本方針.....	34
II. 教育目標・教育課程.....	34
III. 安全管理・保健管理.....	35
IV. 保護者との連携.....	36
V. 地域への開放・発信・連携.....	36
VI. 教育相談体制.....	37
VII. 組織運営.....	37
VIII. 研修.....	37
IX. 施設・設備.....	37
X. 特別支援・連携.....	37

1 教育理念「人間になろう」の実践と本年度の方針及び沿革

I. 平成25年度事業計画を策定するにあたって

椋山女学園の教育理念「人間になろう」については、椋山正弘前理事長（現学園長）が考察を深めて来られたことは周知のとおりだが、平成24年度の事業計画において記述されているように、「人間になろう」とは、「ひとを大切にできる」「ひとと支えあえる」「自らががんばれる」人間になることである。学園の教育理念は事業の根幹であるから、ここに再述する。

人類は生産手段を発達させ、豊かな生活を送ることができるようになった。今日では私たちは物質的に豊かな生活を謳歌でき、また、美術や音楽等豊かな精神的文化も創造し、鑑賞できる。スポーツを楽しむこともできる。このような豊かな生活は、人間だけが創り出し人間だけが享受している。しかし一方で今、世界には飢餓に苦しんでいる人々が多くいるのも事実である。さらに人間は現在、公害、自然災害、戦争の危機、事故等生命さえ脅かされるという状況にも面している。身体的にも精神的にも、人間らしくない状況におかれている例も少なくない。第一の「ひとを大切にできる人間」とは、そうした人間性の喪失状況から人間性を回復あるいは創出し、人間尊重のヒューマニズムを創造する人間である。

第二の「ひとと支えあえる人間」とは、人生を生きるにあたって人と人との協力とつながりを重視する人間である。元来、人間は互いにつながりを持ち、支えあって生きてきた。しかし、社会の都市化が進行するとともに孤立化の傾向が顕著になりつつある。けれども、人間はひとりで生きていくことはできない。東日本大震災の後、人と人とのきずなが見直されたこともあるが、今こそ私たちがめざすのは、人類の協調・連帯を大事にする人間である。

第三に、「自らががんばれる人間」とは、「人間になろう」ということが単に他者からの呼びかけであるだけでなく、自らが自主的・主体的に「なろう」とする決意表明をする人間である。本学園は「前畑がんばれ」の声援にこたえてがんばり、世界一を達成した前畑秀子の偉業を伝統に持つ学園である。

一般的には、私たちは教育的な営みの中で自ら学習していかなければ人間になることはできない。また苦勞して考え達成できた時の喜びは、真の生きがいである。そして、生きがいを獲得した人間は、人に対する思いやりを備えた人間性豊かな「人間になる」ことができる。したがって、「人間になろう」という教育理念は、単に精神的な修養を目標とするのではなく、人間性の復権、人類の協力と連帯の達成をめざす人間、「人間」という目標に向かって自らが実践する主体性を持つ人間をめざして、はじめてその意義をもつ。

このような普遍的な理念を念頭に置き、本年度も特に以下の四点の基本方針を掲げて事業を行うこととする。

- ① 「人間力向上」「学士力向上」「就業力」等「知識基盤社会」における人材育成等が強調されているが、学園の教育理念「人間になろう」を引き続き堅持し、さらにその具現化を図る。
- ② 女性教育の今日的意義を明確にしなが、当面幼稚園を除き女性教育を堅持していく。
- ③ 危機をチャンスとして捉えるような積極的な「攻め」の姿勢を持った経営方針を貫き、幼稚園から大学、大学院までの研究・教育内容の充実を図り、一貫教育をさらに強化するために、教職員の英知を結集して経営を行う。
- ④ 健全な財政を樹立し、教育・事務組織を強化し、経営の安定化を図る。職員一人ひとりの力が十分に発揮され、学園として一体感のある風通しのよい運営を行う。

2 学 園 に 関 す る 事 項

I. 設置する学校・学部・学科等の概要

椋山女学園大学

	学部・大学院	学科等	入学定員	編入学定員	収容定員
椋 山 女 学 園 大 学	大学院	生活科学研究科（博士後期課程）	3		9
		生活科学研究科（修士課程）	12	—	24
		人間関係学研究科（修士課程）	20	—	40
		大学院計	35	—	73
	生活科学部	管理栄養学科	120	—	480
		生活環境デザイン学科	132	2年次 2 3年次 3	540
		学部計	252		1,020
	国際コミュニケーション学部	国際言語コミュニケーション学科	105	3年次 10	440
		表現文化学科	95	3年次 10	400
		学部計	200		840
	人間関係学部	人間関係学科	120	3年次 8	496
		心理学科	100	3年次 8	416
		学部計	220		912
	文化情報学部	文化情報学科	120	3年次 2	567
		メディア情報学科	120	3年次 3	363
		学部計	240		930
	現代マネジメント学部	現代マネジメント学科	170	—	680
		学部計	170	—	680
	教育学部	子ども発達学科	160	2年次 2 3年次 3	626
		学部計	160		626
	看護学部	看護学科	100	—	400
		学部計	100	—	400
		大学計	1,342	—	5,408
	大学・大学院計	1,377	—	5,481	

※ 文化情報学部文化情報学科は、平成23年度より入学定員（200名）を120名、平成25年度より3年次編入学定員（5名）を2名に変更。

※ 文化情報学部メディア情報学科は、平成23年度に増設し、年次進行中。

※ 教育学部子ども発達学科は、平成24年度に入学定員（147名）を160名に変更。

※ 看護学部看護学科は、平成22年度に開設し、平成25年度で完成年度。

（平成25年4月1日現在）

栢山女学園高等学校、栢山女学園中学校、栢山女学園大学附属小学校、栢山女学園大学附属幼稚園

	収容定員
栢山女学園高等学校（全日課程普通科）	1,200
栢山女学園中学校	900
栢山女学園大学附属小学校	480
栢山女学園大学附属幼稚園	290

（平成25年4月1日現在）

Ⅱ. 沿革

- 明治38年（1905） 名古屋裁縫女学校開校
- 大正 5年（1916） 栢山高等女学校併設置認可
- 大正 6年（1917） 栢山高等女学校開校
- 大正12年（1923） 栢山第二高等女学校設立認可
- 大正13年（1924） 栢山第二高等女学校を開校 栢山高等女学校は、栢山第一高等女学校と改称
- 大正14年（1925） 名古屋裁縫女学校を栢山女学校と改称
- 昭和 4年（1929） 財団法人栢山女学園認可、栢山女子専門学校設立認可
- 昭和 5年（1930） 栢山女子専門学校開校
- 昭和 6年（1931） 栢山第二高等女学校を栢山女子専門学校附属高等女学校と改称
- 昭和12年（1937） 栢山女子商業学校開校（栢山女学校廃止）
- 昭和17年（1942） 栢山女子専門学校附属幼稚園開園
- 昭和22年（1947） 栢山中学校開校
- 昭和23年（1948） 栢山第一高等女学校、栢山女子専門学校附属高等女学校、栢山女子商業学校を栢山女学園高等学校に組織変更 栢山中学校を栢山女学園中学校と改称
- 昭和24年（1949） 栢山女学園大学（家政学部食物学科、被服学科）開学
- 昭和25年（1950） 栢山女子専門学校附属幼稚園を栢山女学園大学附属幼稚園と改称
- 昭和26年（1951） 学校法人栢山女学園に組織変更認可
栢山女子専門学校廃止
- 昭和27年（1952） 栢山女学園大学附属小学校開校
- 昭和43年（1968） 栢山女学園大学家政学部食物学科専攻分離（食物学専攻、管理栄養士専攻）
- 昭和44年（1969） 栢山女学園大学短期大学部（文学科）開学
- 昭和47年（1972） 栢山女学園大学文学部（国文学科、英文学科）開設
- 昭和52年（1977） 栢山女学園大学大学院家政学研究科（修士課程）開設
- 昭和62年（1987） 栢山女学園大学人間関係学部（人間関係学科）開設
- 平成 2年（1990） 栢山女学園大学家政学部被服学科に住居学コースを増設
- 平成 3年（1991） 栢山女学園大学家政学部を生活科学部に名称変更し、生活社会科学科を増設
同学部食物学科を食品栄養学科に、被服学科を生活環境学科に、文学部英文学科を英語英米文学科にそれぞれ名称変更
- 平成 6年（1994） 栢山女学園大学家政学部食物学科管理栄養士専攻廃止
- 平成 7年（1995） 栢山女学園大学家政学部食物学科食物学専攻、同被服学科、文学部英文学科を廃止
- 平成 9年（1997） 栢山人間栄養学研究センター開設（平成16年まで）

- 平成11年（1999） 椋山女学園大学大学院家政学研究科を生活科学研究科に、食物学専攻を食品栄養科学専攻に、被服学専攻を生活環境学専攻にそれぞれ名称変更、また文学部国文学科を日本語日本文学科に名称変更
- 平成12年（2000） 椋山女学園大学大学院人間関係学研究科（修士課程）開設
椋山女学園大学生活科学部食品栄養学科専攻分離（食品栄養学専攻、管理栄養士専攻）
椋山女学園大学文化情報学部（文化情報学科）開設
- 平成13年（2001） 椋山女学園大学短期大学部閉学
- 平成14年（2002） 椋山女学園大学大学院生活科学研究科（博士後期課程）増設
椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科増設
- 平成15年（2003） 椋山女学園大学生活科学部生活環境学科を生活環境デザイン学科に名称変更
椋山女学園大学文学部日本語日本文学科及び英語英米文学科を国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科及び表現文化学科に改組
椋山女学園大学生活科学部生活社会科学科を現代マネジメント学部現代マネジメント学科に改組
- 平成17年（2005） 椋山女学園創立100周年
椋山人間学研究センター開設
- 平成19年（2007） 椋山女学園大学教育学部（子ども発達学科）開設
椋山女学園大学生活科学部食品栄養学科を管理栄養学科に名称変更
椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科を心理学科に名称変更
椋山女学園大学生活科学部社会学科廃止
椋山女学園食育推進センター開設
- 平成20年（2008） 椋山女学園大学文学部廃止
- 平成22年（2010） 椋山女学園大学看護学部（看護学科）開設
- 平成23年（2011） 椋山女学園大学文化情報学部メディア情報学科増設

Ⅲ. 平成25年度の重点事項

1. 小学校新校舎の竣工

小学校では、平成24年度、創立60周年という節目を機に新校舎を建設し、平成25年4月に竣工する。この新校舎では、学びの特性に応じた多様な教室を配置し、世界や地域とつながるネットワーク環境の整備、子どもの創造力と人間関係力を育む場の創出等、本校のめざす新しい教育を実践する快適な学びの空間が備えられた。

小学校の入学定員は40人から80人に増員することが、平成24年度に愛知県私立学校審議会において認可され、平成25年4月から小学校の収容定員を現状240人（40人×6学年）から480人（80人×6学年）に増員する。

2. 幼稚園園舎の改築工事

幼稚園は、平成26年度に「幼稚園型認定こども園」に移行することに伴い、平成27年度からは満3歳児を受け入れ、平成28年度以降は0歳児から2歳児の受け入れを開始する。そこで、平成25年度は、0歳から5歳児を受け入れることができる施設を整備するため、これまで増改築を繰り返してきた現園舎を全面的に取り壊し、新しい園舎への改築工事を完了させる。

3. 学士課程教育の質的転換を図るための教育改革を実施

大学では、平成24年8月28日付けで出された中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」を踏まえ、学長のリーダーシップの下、平成24年10月に学長、学長補佐、学部長、事務局を構成メンバーとする「学士課程教育の質的転換を図る検討委員会」を立ち上げ、本

学における学士課程教育の質的転換を図るための教育改革に向けた課題等の検討を進めてきた。大学では、平成25年度、26年度を改革集中実行期、平成27年度を改革の検証と次の行動計画策定期と位置づけ、改革1年目となる平成25年度は、学長の教育改革方針を示すとともに、前期中に各責任母体において改革のためのアクションプランを策定し、後期からアクションプランに基づく具体的な改革を実行する。

4. 大学における認証評価の実施

大学では、平成25年度に2回目の公益財団法人大学基準協会の認証評価を受ける。平成25年4月初旬に提出する「点検・評価報告書」及び「大学基礎データ」に基づいて、平成25年9月～10月に実地検査が行われる。その結果を真摯に捉えて、積極的な大学改革に取り組んでいく。

IV. 事務局

1. 規則、制度、USRに関する計画

常に高い倫理観に基づいた大学の社会的責任（USR：University Social Responsibility）を果たすため、教育研究活動の改善と充実のための不断の努力を続けることはもとより、安定した財政の下での運営を行い、適切な情報開示を行うことによって、常に本学に関連するステークホルダーを意識した質の保証のための仕組みを整えていく。

- ① 平成24年度から大学の学術研究に関する倫理憲章及びガイドラインを定め、構成員への周知徹底を図った。平成25年度も引き続き、構成員への周知徹底に努めるとともに、憲章及びガイドラインについての理解を深め、関連法令順守の取り組みを重視していく。
- ② 平成24年度においては、教職員用の危機管理マニュアルの整備についてWGに基づいて検討を行った。平成25年度は、南海トラフ地震の被害想定の見直し等も踏まえて、大規模地震が発生した際の危機管理強化のために、大規模地震発生時の危機管理マニュアルの策定及び訓練の実施、緊急連絡網の整備、災害備蓄品の整備・拡充、学内施設の安全性のチェック等の施策を実施する。
- ③ 平成24年度においては、文書の取扱いに関するマニュアルを作成し、研修会を実施した。平成25年度は、マニュアルを基に業務を実践しつつ、必要に応じて内容の見直しを図り、業務のより一層の適正化に努める。また、法令改正等にも迅速に対応し、学園内の情報伝達・共有を図り、必要な規程整備等を推進する。
- ④ 財務情報及び教育情報ははじめとする本学の情報について、引き続き本学のWebサイトや各種発行物を通じて、積極的に発信・公表することに努める。

2. IR機能に関する計画

IR（Institutional Research）機能を学校に導入することは、科学的根拠に基づいた資料の提示によって、社会への説明責任を一層果たすことができるようになる。特に教育及び研究にかかるIR機能の導入は、今後の学校改革において必要な事項となる。

平成24年度は「嵯山女学園企画広報部IR室要綱」の制定をうけて、4月に企画広報部IR室が発足した。月に一度開催されるIR室委員会議では、各課が保有しているデータの洗い出しを行い、教育の質保証に関するデータ（教育IR）を整備することを目的として、「教育効果の測定に必要な項目と目的」（一覧）をまとめ、必要なデータの所在がわかるようリンク集の作成を行った。

平成25年度は、平成24年度に作成した教育IRに関するリンク集をもとに、各部署のIR室員がデータに基づいた各課の現状把握を行い、具体的な施策についての調査・分析を始める。また、教育IRのみでなく、総務・人事・認証評価等のデータ（管理運営IR）と、財務・管財等に関するデータ（財務IR）の整備、蓄積、共有化に向けて整備を行う。

3. 人事・労務に関する計画

業務の効率化としては、平成23年1月から試行的に始まった毎週水曜日の事務局ノー残業デーが、業務繁忙期を除いてほぼ定着し、平成24年11月21日の愛知県内一斉ノー残業デー運動の賛同企業として登録した。その他に事業計画として掲げた項目については、実現に至らなかった。平成25年度は、①学生支援システムの改修に伴い、教職員アカウント管理を見直すため、関係部署と調整を行い、業務の効率化につながるべくシステムの改修を行う。②業務の標準化を推進するため、業務マニュアル作成のための研修会実施を検討し、各課室において基本業務に関するマニュアルを作成するよう促す。③平成19年9月に変更となった新事務組織体制から5年が経過したため、業務分担の変更が適切であったのかを検証し、必要であれば業務分担の適正化を検討する。

人材育成及びSD推進としては、平成24年度は、①「課長のリーダーシップ向上のための研修」を改め、係長を対象とした研修を実施した。②事務職員の専門性を高めるための学習資料整備及び他大学の施設設備見学研修の要項制定については、実現に至らなかった。平成25年度は、①課長のリーダーシップ向上のために、リーダーシップ力向上、コーチング、企画力向上、目標管理、労務管理などを課題とした課長向け研修を実施する。②事務職員の専門性を高めるために、学校職員として必要な知識や能力、各部課室において必要な知識、能力を向上するための資料整備、環境構築を検討する。③職員としての知見及び人脈を広げるため、事務職員が先進的な事業を展開している他大学・他機関の見学研修要項の制定を検討する。④事務職員昇任試験制度の定着を図る。

雇用管理の適正化としては、平成24年度は、①労働者派遣法、労働契約法等の人事関連法規改正についての説明会に参加し、本学における対応策を検討し、法令の適正な運用を図った。②嘱託事務職員に対する研修については、4月実施の新規採用事務職員研修の際に、新規採用者及び課室長が受講を認める者に対して実施した。19名の嘱託事務職員が参加し、ビジネスマナーなどの研修を行った。③職員の採用・昇任手続きの流れを改め、適正人数の維持・管理を図った。平成25年度は、①労働時間の適正管理の方策を検討する。②人事関連法規の改正に伴う規程の整備のため、特に改正労働契約法に伴う雇用期間についての対応を検討し、必要であれば規程改正の準備を行う。その他、ハラスメント防止・対策規程についての見直しも検討する。③サバティカル制度の設置のため、海外研修規程、国内研修規程の中で、サバティカル休暇制度に関する規程を整備することを検討する。④有期雇用者の就業規則を整備する。⑤労働安全衛生法に基づく衛生委員会に係る規程を整備する。

4. 広報活動計画

多数の広報媒体のうち、本学に適した広報媒体を選定するうえで、本学からの情報がターゲットとなるステークホルダーにいかにか確実に届けうるかを重視している。常に最適の媒体を選定し続けることは難しいが、複数の媒体をミックスして、その相乗効果で結果が出せるよう検討している。広報予算は有限であり、他の私学同様の広報展開はできないので、有効な広報費の執行に努めていく。近年、受験者やその保護者が受験校を選定するための情報を得る場合、その多くはネットを介した情報であり、これは各学校でのアンケートでも明らかになっている。しかし、本学の現状のホームページは運用開始からすでに6年が経過し、設計思想も古くなっている。そのため、平成25年度にはホームページの更新を行い、利用者の利便性向上を図っていく。学園にとっては情報の発信に、利用者にとっては情報を得るためのツールとして、その機能や提供方法の演出等も向上させたい。

また、学園において、周年行事等は予定されていないが、学園を取り巻く環境に、常に意識される各学校があるというイメージを形成したいと考えている。また各学校においては、幼稚園での新しい園舎の建設や小学校でのアフタースクールの本格運用開始等があり、大学においても更なる広報展開の充実が必要である。いずれの学校でも、イベント参加から出願という流れがある。各学校のそれぞれのイベントへの参加者の増加とその出願につながる広報活動を展開する。各学校にはそれぞれターゲットとする志願者層とエリアがある。広報効果が最大限生かせるよう、他部署とも連携していく。

5. 施設・設備計画

施設・設備の整備については、大規模修繕3か年計画、中長期キャンパス整備計画、幼稚園舎改築、防災対策、省エネルギー対策を以下のとおり実施する。

幼稚園舎改築は、現在、3歳から5歳までの幼稚園教育を実施している幼稚園は、平成26年度より幼稚園型認定こども園に移行する。平成27年度からは、満3歳児の受け入れを開始し、平成28年度以降は、0歳児から2歳児を受け入れる。そこで、平成25年度に0歳から5歳児を受け入れることができる施設を整備することになった。既設園舎には、建築後43年を経過した施設もあり老朽化が激しいこと、先進的なこども園に移行するにあたっては不便が生じること、などの理由から施設全体を取壊し、改築する。

大規模修繕3か年計画は、施設・設備において、老朽化、保守、省エネルギーの面から改修が必要であるものを3か年計画で実施する。なお、平成25年度は平成28年度の計画を立てるとともに、平成26年度と平成27年度の計画についても必要に応じて見直ししながら実施していく。平成25年度は以下の工事を実施する。

① 空調設備の更新、設置

国際コミュニケーション学部棟及び現代マネジメント学部棟の空調設備を更新する。また、日進体育館に空調設備を設置する。

② 漏水対策

山添キャンパス和風館の雨漏り対策工事を実施する。

③ 昇降機改修

日進キャンパスの各建屋に設置する昇降機の老朽部分の改修及び定期交換を必要とする部品の交換を実施する。

④ トイレ改修

人間関係学部1号棟2階、2号棟4階、5号棟1階、2階大学図書館日進分館のトイレ及び現代マネジメント学部棟3階、4階、5階のトイレを改修する。

⑤ テニスコート表面補修

日進キャンパステニスコートのアスファルト舗装表面を補修する。

⑥ 受電設備改修

人間関係学部棟1号棟電気室の受電設備を更新する。

⑦ グラウンド散水設備改修

高中グラウンドの散水設備を更新する。

⑧ 給水ポンプ更新

学園センターの給水ポンプを更新する。

中長期キャンパス整備計画は、教育学部棟、文化情報学部棟の一部など耐用年数を超えた施設があり、10年以内に文化情報学部棟、国際コミュニケーション学部棟、大学図書館（星が丘）、和風館、幼稚園舎が耐用年数を超える。さらに20年先まで考えると大学のほとんどの施設が耐用年数を超えることになる。大学においては、既設校舎内にこれ以上教室数の拡張を見込めるスペースがない。また、学生が休憩できるスペースが少ない。学部毎に校舎が分かれた現状では、他学部学生と交流する場所もない。2～3学部体制時の規模のままである大学図書館は蔵書を収納するスペースが限界となっており、施設・設備自体も旧態依然としたものである。これ以外にも、ハード面に起因する多くの問題点を抱えていることは否めない。学生、生徒等がより快適に学ぶことができ、充実したキャンパスライフを過ごせるキャンパス作りをしていくことが必要である。近郊競合校は、キャンパス移転、キャンパス整備計画を次々と実施している。キャンパス整備をしていくことは、学校のブランディング強化にもつながる。したがって、中長期にわたるキャンパス整備計画を策定し、実施する必要がある。キャンパス整備の中核となるのは、建物の建て替え、改築である。既設の施設・設備を補修しながら、施設の建て替えの時期を見極めることが必要となる。また、限られたスペースでいかに効率的かつ適切な場所に建設するかということを検討しなければならないが、これらの事案を検討し、計画を策定するには、設計、建築に関する専門的な見地を含めて実行するべきである。以上のことを実現するために、平成25年度は、設計、建築、土木等の専門業者及び学内の有識者に協力いただき、キャンパス整備計画の基本プランを策定する。そし

て、委員会を設置し、キャンパス整備計画をさらに検討していく。

防災対策は、本学園は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院を有し、キャンパスも3カ所に分かれていることから、災害時に学園全体として機能できるような体系的な対策を準備しておく必要がある。災害時用の備蓄品・非常食の整備としては、平成24年度に策定した備蓄品・非常食整備3か年計画を継続して実施する。

省エネルギー対策は、省エネ法により、平成20年6月に星が丘キャンパスが「第二種エネルギー管理指定工場」として指定されたことを契機に取り組んできた。その後、改正省エネ法施行に伴い、本学園全体が「特定事業者」に、また星が丘キャンパスが「第二種エネルギー管理指定工場等」に指定され、さらなる省エネ対策の取組が求められている。省エネルギーへの取組においては、専門業者の支援を取り入れ、専門家の知見を積極的に活用することで、改正省エネ法において求められているエネルギー消費原単位の年平均1%低減という実績を達成した。この体制は平成25年度も継続したうえで、さらなる省エネルギー活動をすべく、これまで得られた測定データ等に基づいた、運用面での更なる節電対策、高効率化設備への更新及び先進的設備の導入を検討し、実施する。なお、「大規模修繕3か年計画」で挙げた空調設備、昇降機設備の更新は、高効率化設備を導入するため、省エネルギー化に寄与することが期待される。

6. 財務計画

平成23年3月11日の東日本大震災からの復興も緒に就かないうちの、欧州危機の影響による円高は、日本の経済に大きな影を落としており、学園に通う学生・生徒等のご父母からの授業料等の延納や分納の申し出が減少しないことは、景気の回復は未だ充分ではないことを物語っている。また、国の財政赤字は、補助金をはじめ教育行政にどのような変化を伴うものであるかは未知数であるため、情勢を見極め、一層、機敏な学校運営・経営が求められている。

学園では、平成24年度の小学校校舎の新築工事に引き続き、平成25年度は幼稚園園舎の改築工事を行うことから、繰越消費支出超過額が過去最高の額にまで達し、資金的に非常に厳しい状態に達することが予想される。こうした状況下で、平成25年度は収支の改善を図りつつ、理事長の方針である積極的な経営に即する事業、各部門の事業計画及び計画的な施設設備の改修事業を重視する中で、厳選して予算の編成を行った。特に、全国平均並みの人件費比率を目途とした改革への着手、南海トラフ巨大地震を想定した防災・減災への対策、大学の研究・教育の発展に期することを目的とした学園研究費の見直し、大学として一体的なデータベース及び電子ジャーナル等の拡充を目的とした図書費の見直しなどを実施しつつ、繰越消費支出超過額とのバランスを図ることを方針とした。各学校等においては、新規として掲げる事業の精選及び継続として掲げる事業の見直し、冗費の削減に努めるほか、各部門での配付方法の見直し等をさらに推進する必要がある。

平成25年度新規事業予算ではゼロシーリングとする。一方、施設設備・教育充実寄付金、科学研究費助成事業間接経費等の外部資金を有効に利用するとともに、引き続き、これまでの事業の見直し及び経常費の配分方法の再考を全部門に促していく。併せて、全ての職員がこれまで以上にコスト意識を持つよう積極的な仕組みづくりを行う。その主な実例としては、①大量に消費する物品の一括購入の検討、②備品、その他の物品の再利用及びリサイクルの奨励、③消耗物品等の予算単位毎による共同購入の奨励、④随意契約を見直し競争入札の積極的利用、⑤冗費の徹底した削減を行う。

「相山女学園における研究費等の管理・監査のガイドライン」に基づき、「相山女学園予算の支出に関する細則」を、科学研究費助成事業等公的資金を含む全ての経費及び全ての学校についても本ガイドラインを適用している。平成24年度も不正防止の徹底を図るため、ガイドラインの説明会、随時開催する会計担当者連絡会による周知及び検証、取引業者への協力要請及びヒアリング、監査室による内部監査を行った。引き続き平成25年度も、研究費等不正使用防止委員会において不正防止計画の策定及び不正防止体制の検証を行い本制度の定着を図る。

平成23年11月から、小学校に在籍する児童の保護者及び卒業生を対象として募集を開始した「小学校創立60周年記念事業募金」を平成25年12月まで継続して行う。一方、学園の施設設備の拡充及び教育研究の充実に資することを目的とする「施設整備・教育研究充実のための寄付金」についても、引き続き、小学校を除く入学後の新入学生の保護者に対して継続して実施する。寄付者に対する説明責任を果たすためにも、寄付金による事業の実施状況を公開し、さらなる理解と協力を呼びかけていく。なお、平成24年度までの寄付金を原資として、平成25年度は大学5,078千

円、高等学校・中学校 5,678 千円及び小学校 2,245 千円の施設設備・教育充実事業を実施する。また、平成 25 年度も平成 22 年度から開始した栢山女学園大学同窓会との連携による奨学金や、施設設備等の充実を目的とした同窓生からの寄付の募集及び遺贈の呼びかけを継続していくことで、寄付金収入の充実を図る。

V. センター等

1. オープンカレッジセンター

「人間になろう」という教育理念に基づき、オープンカレッジセンターでは、生涯学習の場及び本学学生の教育支援の場として学習の機会を提供している。特に、生涯教育として性別年齢を問わず学ぶ意欲のある多くの方々に参加していただくことや、地域貢献の一環として地域との交流をさらに深めていくことを目指す。

2. 学園情報センター

学内のパソコン利用環境については、順次整備し、学生及び教職員のパソコン利用環境を安定して提供するとともに、機器の高性能化・高機能化及びソフトウェア／コンテンツの拡充を、経済性も考慮しつつ進める。平成 24 年度は、各学部と協力し、①文化情報学部 2 教室、②教育学部 1 教室のパソコンを更新するとともに、メディア棟大講義室の設備整備を進めた。また、星が丘キャンパスと日進キャンパスの双方向で遠隔授業を実施する環境を整備した。平成 25 年度は、各学部と協力し、生活科学部、国際コミュニケーション学部、人間関係学部、文化情報学部、教育学部のパソコンを更新するとともに、メディア棟大講義室の他教室配信機能を整備する。また、事務用パソコンの更新を進める。

情報通信ネットワーク環境及びサーバ環境については、統合・高速化・高機能化の作業を順次進めることで、より安定した情報通信環境の提供や運用のコスト低減を図る。平成 24 年度は、①外部接続及び大学キャンパス間接続の大容量化、②仮想サーバ環境の拡充及び事務サーバの移行、③無線 LAN 拡充及び利用申請自動化を行った。平成 25 年度は、①星が丘キャンパス及び山添キャンパスのネットワーク機器更新、②学生支援システム仮想化に伴う仮想サーバ環境の拡充、③日進キャンパス及び山添キャンパス設置サーバの仮想化、④無線 LAN 利用申請システムの拡充、⑤学園センター LAN 配線更新、⑥クラウドサービス評価環境の構築を行う。

電子情報セキュリティ対策については、安定的に運用するとともに、学内規程、ガイドライン等の見直しを順次実施する。平成 24 年度は、①学生・教職員のパスワード強化の注意喚起及び指導、②日常的な電子情報セキュリティ事故の監視・対策・予防を行った。平成 25 年度は、①可用性向上のための仮想サーバ環境の分散配置、②遠隔バックアップ環境の構築、③統合 Web サーバのセキュリティ強化、④ガイドライン等の整備、⑤日常的な電子情報セキュリティ事故の監視・対策・予防を行う。

3. 栢山人間学研究センター

栢山人間学研究センターには、現在、①プロジェクト調査・研究活動、②人間講座の開催、③栢山フォーラムの開催、④年誌『栢山人間学研究』の発行という 4 つの事業がある。

プロジェクト調査・研究活動としては、5 プロジェクト（①総合人間論、②女性論、③人間発達論、④日本・アジア文化と人間、⑤環境と人間）がある。各プロジェクトの調査・研究活動は、多方面から本学園の教育理念「人間になろう」に基づいた人間についての知の追究をするとともに、教育理念の具現化及び新たな人間についての知の開発、そして「知の拠点」を目指している。平成 24 年度は各プロジェクトリーダー主導の下で活動し、研究成果を年 1 回開催する活動報告会で発表した。各プロジェクトの活動内容は、年誌『栢山人間学研究』にも掲載し、公表している。平成 25 年度も、これまでの研究実績を土台に、各プロジェクトの調査・研究活動を継続させ、より深化した研究成果を学内外に還元しながら進めていく。

人間講座は、公開講座として、在学生、学園内教職員、地域の方々を対象に開催し、本学教員を中心に講師を迎えて、様々な専門分野の知見を提供することで、本学の教育理念「人間になろう」を発信している。平成 24 年度は「震災」をテーマに、学外講師 3 名（内 1 名は本学卒業生）、学内講師 1 名で計 4 回開催した。一般参加者のリピーターも回を重ねるごとに増えつつあり、参加者の満足度も毎回高かった。平成 25 年度は、本学教員を中心に講師を設定し、社会情

勢や参加者の意見を鑑みたテーマで4回程度開催する。

相山フォーラムは、学外の著名な研究者を招聘し、相山人間学研究センター主催としては年1回開催している。様々な専門分野の知見を得ることでセンターの研究活動の進展や学外とのネットワークの広がりによる研究活動の活性化を図り、名古屋市全域に広報活動を行い、幅広く一般公開することによって社会貢献を図るものである。平成24年度は『その時何が起きるのか～南海トラフ巨大地震を想定して～』と題して開催した。平成25年度も人間講座とリンクさせながら、センターが「知の拠点」となるにふさわしい内容の講演を提供していく。

年誌『相山人間学研究』は、本センターの紀要として発行し、その掲載内容は、各プロジェクトの活動、人間講座及びフォーラムの開催報告等をまとめたもので、学内外に向けて発信している。年誌は、センターホームページ上で閲覧でき、全国の関係大学・施設にも送付している。引き続き、平成25年度も年度末に第8号を発行する。

4. 相山女学園食育推進センター

相山女学園食育推進センターには、①食育に関する講演会の開催、②学園内飲食施設との連携及び支援、③食育に関する事業の企画、立案及び実施、④食育関連事業への支援、⑤食育に関する研究という5つの事業がある。

平成24年度は、食育に関する講演会として、第25回相山フォーラム「がん予防は子どものときの食生活から」を開催した。食育に関する事業の実施・研究として、4月に「山添キャンパス食育プロジェクト」と題したプロジェクトが始動した。センター、高等学校・中学校、管理栄養学科教員・学生、学内の飲食施設でプロジェクトチームを結成し、山添キャンパス内における食環境整備を進めている。食育関連事業への支援として、千種生涯学習センターとの共催講座を行う等、外部諸団体からの支援要請をうけ、講師派遣や企画協力等を行った。

平成25年度は、平成23年度に実施した実態調査の結果を踏まえて、これまでセンターが行ってきた食育活動の支援体制を見直し、一層の効果的な食育活動の支援が行えるように食環境を整備する。大学及び山添キャンパス（高等学校・中学校）の食環境整備については、食育に関する研究として、管理栄養学科で行われている食環境整備の効果・改善に向けた研究の結果を参考に、学生・生徒の実態を踏まえながら、新たな試みを加えて、事業を拡大させていく。

さらに、社会貢献の一環として、引き続き、講演会や関連事業への講師派遣や企画協力を行う。また、センターのホームページの運用や「相山食育通信（第5号）」の発行など、センターの取組や食育に関する情報を広く発信する場をさらに充実させる。

5. 相山歴史文化館

相山歴史文化館では、基本方針として「学園の広報」「自校教育」の2本柱を掲げている。

- ① 平成24年度は、「自校教育」を推進するため、附属小学校の総合学習、中学校・高等学校の土曜講座での見学を受け入れた。また、大学においては初年次のゼミなどを中心に約20回にわたり授業内での見学を受け入れ、自校教育に一定の役割を果たした。平成25年度は、授業等での歴史文化館への見学を促すチラシを作成するなど、引き続き、各学校へ積極的な呼びかけを行うとともに、見学の受け入れ手順の見直しなども行い、自校教育の更なる普及を図りたい。
- ② 授業等を通じた来館者は年々増加しているが、日常的な来館者は少ない状況である。平成25年度は、掲示物やS*m*a*pなどを活用したPRを行うなど、日常的な来館者を増やすための方策を試みる。
- ③ 平成24年度は、文化展示室企画展として「モノとデジタルアーカイブ～その現実と実際～」 「生活環境デザイン学科2011年度卒業作品展」 「旧家政学部（現生活科学部）食物学科のあゆみ展」を開催した。平成25年度についても、学園関係者から募集する企画、歴史文化館自らの企画などにより、企画展を開催する。
- ④ 平成24年4月の歴史文化館運営委員会において方向性が承認されている中学校・高等学校のメモリアルルームへの歴史文化館分館（仮称）の設置について、平成26年度中のオープンを目標に、部屋の改装、展示品の収集、展示方法の検討などの開館準備を行う。
- ⑤ 平成22年6月から雛形の調査・研究を行っている「雛形研究会」では、平成24年度までに歴史文化館が保管する500点余りの雛形うち8割程度の調査・研究が完了した。平成25年度も引き続き、残りの雛形の調査・

研究を行うとともに、歴史文化館資料のデジタル化を進める専門委員と連携し、雛形資料のデジタル化を進める。また、雛形以外の資料についても、専門委員を中心にデジタル化を進めていく。

- ⑥ 当館で保管する資料のうち、未整理となっている資料について、平成24年度は掛け軸、絵画、手稿類を中心に整理を行った。平成25年度も引き続き、未整理資料の整理を行うとともに、整理した資料のデータベース化も進め、適切に保存していく。
- ⑦ 平成22年度から当館では大学の学芸員養成のための博物館学内実習のうち1回分の実習を担当しており、学芸員養成の一助を担っている。平成25年度も学芸員課程からの要請があれば、積極的に博物館実習を受け入れる。
- ⑧ 歴史文化館の活動を広く知ってもらうため、開館以来、年2回程度「歴史文化館ニュース」の発行を続けている。平成25年度も引き続き「歴史文化館ニュース」を発行し歴史文化館の活動等を広く知っていただくよう努める。

3 梶山女学園大学に関する事項

I. 平成25年度の基本方針

1. 基本方針

今日の少子化等の大学を取巻く社会情勢が一層厳しくなる中、平成25年度は昨年度に引き続き、本学大学改革審議会の下で進めてきた大学改革の基本的な方向性と、教育の質保証、学生支援、研究活動の活性化、国際化・グローバル化、大学間・地域間連携等にかかる短期的、中・長期的「行動計画」を一層具現化するための事業を推進する。また、社会的・経済的情勢の変化によって惹起する新たな課題にも機敏に対処する。

平成25年度は、学長裁定上限額が昨年度と同額であり、予算面においても厳しい状況にある。このため、大学改革の諸課題を達成する上で、新規事業の精選、継続事業の見直し、経常費配分の工夫、冗費の削減等も積極的に進めなければならない。

これらを踏まえ、平成25年度は以下の諸事業を推進する。

- ① 本学への志願者増を図るとともに、優秀な人材を安定的に確保すべく入試選抜制度の改善と戦略的入試広報に取り組むとともに、中・長期的展望を持って社会人及び外国人留学生の積極的受入れに努める。
- ② 全ての学生に広く深い教養を修得させるべく、引き続き、教養教育の「全学共通化」に取り組む。
- ③ 学士課程教育と大学院教育の内部質保証システムの構築に努めるとともに、各学部・研究科で既に制定された「学位授与」「教育課程編成・実施」「入学者受入れ」にかかる方針の具現化を図る。また、これに向けてカリキュラム改革をすすめ、FD活動の更なる活性化に努める。
- ④ 入学してくる学生が多様化する中、一人ひとりの学生、また特に「要支援学生」をきめ細かく支援すべく、学生相談室及び学修・生活指導教員の支援体制を強化する。
- ⑤ 快適なキャンパス・ライフの実現を期し、「安全・安心」「食育」「エコ」「ハラスメント」等の対策に積極的に取り組む。
- ⑥ 研究活動の更なる活性化を期し、学術機関リポジトリの適切な運用を図るとともに、引き続き、科学研究費助成事業、G P、経常費特別補助等の競争的外部資金の獲得を目指す。
- ⑦ 学生の就職事情が一層厳しくなる中、平成24年度に獲得した「産業界のニーズに対応した教育事業・充実体制整備事業」を機軸にして、学生のキャリアデザインの形成、将来の進路の選択・決定、就職活動等の支援に向けて、なお一層、キャリア教育の全学化を図る。
- ⑧ 平成24年度にまとめた「点検・評価報告書」を踏まえ、大学基準協会による2回目の認証評価を受ける。その結果を真摯に捉えて、積極的な大学改革に取り組む。
- ⑨ 完成年度を迎える看護学部及び学年進行中の文化情報学部メディア情報学科の順調な進展を期し、これらの学部・学科のアフターケアに努める。

2. 事業の推進・行動計画

中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて」答申（平成20年12月）により、「学士力」という資質能力を備えた人材を養成し、社会からの信頼を得ることが大学に求められ、本学においても、教育の質保証、学生支援、研究活動の活性化、国際化・グローバル化、大学間・地域間連携について検討を行い、下記の行動計画案件を順次具体化してきた。本年度においては、すでに実施した事業はさらに推進し、まだ具現化していない事業は実現できるよう積極的に取り組んでいく。

また、同答申などにおいて示された学士課程教育の質的転換のための方策について、新たに平成24年8月に中央教育審議会から「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」として答申が出され、大学教育改革が強く求められている。本学において、学士課程教育の質的転換のための諸方策を着実に実行していくため、「学士課程教育の質的

転換を図る検討委員会」を設置し、全学的な立場から検討を進めていく。

検討委員会では、教育課程の体系化、学生の主体的な学修を促すための授業等の改善、組織的な教育の実施、全学的な教学マネジメントの確立などの課題について、幅広い視点から現状を検証するとともに、関係部署と連携しながら取り組むべき課題を整理し、目標及び実行期限を明示した具体的な対応策について平成25年9月までに策定する。

＜教育の質保証システムの構築＞

3つのポリシーの策定の明確化と公開、各科目の到達目標・準備学習（授業時間外学習）等シラバスの充実、シラバスのWeb上の公開、GPA制度の導入、学習ポートフォリオの導入、学修・生活指導教員制度の充実、学修支援センターの設置、キャリア教育の全学的体系化、教育研究研修会の実施、全学FD委員会と学部FD委員会の連携強化、教員相互の授業参観と相互評価、SA・TAの導入、授業時間外の学修としてのeラーニングの導入、主専攻・副専攻等の導入、教養教育の共通化に関するWG最終報告書の実現、ICTの活用・体験的学習の導入等。

＜学生支援の在り方＞

①学修要支援学生の支援、②財政要支援学生の支援、③メンタルヘルス要支援学生の支援、④就職要支援学生の支援の4つの側面から教職員向けの「学生支援のためのガイドライン」の作成及び実施、出席状況調査・修得単位数調査の実施、学生相談に係る専門職員の配置、保健センター（仮称）の設置等。

＜研究活動の活性化＞

機関リポジトリ構築の検討、科学研究費の応募者増にかかるインセンティブシステムの構築、研究論集及び学部紀要の投稿規程の整備、学園研究費規程の整備、研究業績の公表及び自己点検、サバティカル制度（研究専念期間）の設置、国内外研修制度の見直し、科学研究費助成事業の申請説明会の充実、科学研究費助成事業の採択者の交付申請書のデータベース化及び学内閲覧システムの構築、研究助成等の募集情報の周知・徹底等。

＜国際化・グローバル化の推進＞

各学部における単位認定制度の整備、SAFへの加盟、国際交流講演及び日本語研修講座の実施、訪問・客員研究員制度の創設、留学生支援講座（「留学準備講座」「日本語能力試験・JTEST（実用日本語検定）講座」）の開設、留学生のための編入学制度の提案、英語による授業開設等。

＜大学間・地域間連携事業の推進＞

「椋山デザインセンター」（仮称）による星が丘地域連携事業、図書館ネットワークと地域開放、企業との寄付講座の実施、地域自治体との包括協定の締結、学生ボランティア派遣による地域貢献、国公立大学との教育及び研究活動の推進、単位互換制度の充実、女子大連携による共同事業等。

II. 教育事業

1. 全学共通科目「人間論」・教養教育の共通化・キャリア教育

全学共通科目「人間論」は、学園の教育理念「人間になろう」を具現化するとともに学生自身の可能性を開発し、将来の生き方についての見識を培うことを目的とする科目として、平成25年度も昨年に引き続き全学統一のカリキュラムとして開講する。内容は、「学園の歴史と教育理念－人間になろう」「人間とはどんな存在か、人間はいつに生きるべきか」「自己の可能性開発と将来の生き方や仕事に就く意義を考えるキャリア教育」「食育に関すること」「エコ・環境問題に関すること」をテーマにオムニバス形式で講義を行う。開講形態としては、初年次教育の重要性から1年次としている。

教養教育の共通化については、「教養教育の共通化に関するWG」での答申を踏まえ、全学教養教育運営委員会において様式及び領域表記等の全学的な統一を図るために検討を行った結果、平成24年度は生活科学部、人間関係学部の2学部が統一を行った。国際コミュニケーション学部、現代マネジメント学部、教育学部の3学部は、平成25年度実施に向けて学則改正を行った。なお、文化情報学部と看護学部は学部・学科の完成年度を待って共通化を行う。平成25年度は、改めて椋山女学園大学としての教養教育のあり方、設置科目、開講形態などについて検討を行い、新しい教養教育課程の共通化を目指す。

キャリア教育については、「大学生の就業力育成支援事業」(GP)として学長の下にキャリア教育特別委員会を設置し、ポートフォリオの導入、キャリア教育を行うカリキュラムの構築、人材バンクの構築、効果測定の4つの業務を推進してきており、平成24年度は、トータルポートフォリオシステム(SUCCESS)の活用としてe-learningコンテンツの充実、自己発見レポートの改善、スマートフォンからのアクセス機能の追加等を行った。また、平成23年～平成24年にわたり実施したキャリア教育に関するアンケート調査をまとめて報告を行った。さらに、平成24年9月に「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」(GP)に採択され、「中部圏の地域・産業界との連携を通じた教育改革力の強化」に取り組み、中でも「アクティブラーニングを活用した教育力の強化」に取り組むことになった。

キャリア教育カリキュラムについては、文化情報学部の「仕事学概論」と「ビジネス文書と文書管理」の2科目を他学部・他学科開放科目として全学向けに開講した。

人材バンクの構築としては、「キャリア教育人材バンク事例集」をまとめ、キャリア教育のゲストスピーカーとして人材バンクに登録した外部講師(企業人等)を授業に招聘できる体制を整え、ゲストスピーカーによる授業やガイダンス等を実施した。

平成25年度は、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」(GP)の取り組みを推進していくとともに、SUCCESSについて入学時のオリエンテーションや講習会を通じて学生の利用率を高めるとともに、学生自身による自己分析と成長を客観的に感じることができる仕組みの更新を促進し、複数学部で実施している自己発見レポートの結果を分析し、教育改善に役立てる。さらに、人材バンクの活用を図り、企業ニーズを踏まえた人材育成ができるようにしていく。

2. 学部教育

<生活科学部>

管理栄養学科では、新カリキュラムが軌道に乗り、3年目となる平成25年度には社会が求める管理栄養士の育成を基本に、「臨床栄養」、「食育」及び「食品」の3分野に更なる特色を出していく。平成25年度に導入を目指してきた栄養情報担当者(NR)認定試験受験資格の取得は、諸般の事情を詳細に検討した結果、導入を見送ることとなったが、今後とも管理栄養士として活躍する場の拡大を視野に検討を続けていく予定である。

生活環境デザイン学科では、「アパレルメディア」、「インテリア・プロダクト」及び「建築・住居」の3分野体制の利点をさらに発展させ、社会のニーズを念頭に置き、次の時代を創る新しい統合領域を模索している。それは、3分野から発生・発展させたコト作りのデザインである。単に優秀なモノや空間を作るだけでなく、それらを統合し、生活環境全域を見渡す総合領域において、コトのデザインを企画・計画できる人材育成を行うものである。そのため、3分野の科目の統合・改廃を大胆に提案し、可能なところから平成25年度検討予定の新カリキュラムに反映させる予定である。さらに、従来のモノ作り・研究設備に加えて、新しい教育システム・設備を検討する。

学部全体としては、生活科学部棟1階の共用空間の充実と自主的学習空間の拡充に努める予定である。

<国際コミュニケーション学部>

学部創立11年目を迎え、過去10周年の総括を行う。第一に、学部紀要『言語と表現』10周年記念号を発行し、その中で学部、学科の様々な活動記録を作成する。また名誉教授、現職教職員、卒業生が学部の過去10年を振り返る。第二に、卒業生が集まる場をホームカミングデイに設け、卒業生からの声を集める。

質量ともに大幅な変化を伴うカリキュラム改定を次年度に迎え、平成25年度は時間割のシミュレーションを徹底的に行い、予想される問題点をどのように解決するか、議論を重ねる。国際言語コミュニケーション学科では専門業者による毎日英語の導入、表現文化学科では専門科目の組み換えがどのような影響を及ぼすか、見極めることが求められる。人事面では、科目数の減少に伴い雇用止めの対象となる非常勤講師に対して丁寧な説明をする必要がある。

国際言語コミュニケーション学科では、セルフ・アクセスセンターのパソコン・インターネット環境が整備され、それを活用した英語自主学習を積極的に展開する。また学科の教育目標である外国語教育を推進するために、日本人教員による英語による授業を段階的に進める。

表現文化学科では、学部の授業で学んだ表現方法を実践する場を学部内外で提供する。これまで学内中心だった演劇・文学賞について、高大連携、学外諸機関との提携をさらに進める。また学生の活動を積極的に外部に発信し、学部・学科のアピール力を高める。

<人間関係学部>

平成23年度から年次進行の新カリキュラムは、平成22年度以前の旧カリキュラムと同時進行するため、その確実な実施に努める。新カリキュラムに関しては、人間関係学科及び心理学科の専門教育科目のカリキュラムを整理し、両学科の関連をより密接にしなが体系的に学修が進められることを目的としたが、その効果についての検証が必要である。また、平成24年度で学部設立25周年になるが、開設以来の学部教育の特色である「ケースメソッド」・「演習」は、「ケース・演習プロジェクト」として学部の中核的な科目として多彩な内容で展開されており、平成25年度は、ケースメソッドⅠ～Ⅳ60コマ以上、同様に演習Ⅰ、Ⅱ30コマ以上の開講を予定している。平成24年度に設置した学部の将来計画検討委員会において、このプロジェクトを中核とした新カリキュラムの効果を学部の将来構想の中で検討していく。

学生に対する学修支援としては、人間関係学科では平成22年度から卒論事前指導教員制度という学科内の指導制度を開始し、学部では平成24年度からキャリア教育と連動させた就職支援プログラムを1年次に導入した。教育の質向上の効果を上げるために、平成25年度もこれらの試みの確実な運用を図る。

FD活動においては、学生の意見を吸収するシステムとして学部独自の授業評価アンケートを継続しているが、より効果的なデータ分析の手段として平成22年度に試験的導入を行ったテキストマイニングを、学部の特色のひとつである「ケースメソッド」などの演習科目に平成25年度も引き続き重点的に適用していく方針である。

<文化情報学部>

文化情報学部は2学科体制の3年目を迎える。よりよい教育内容充実のために、学生満足度の高い教育内容、カリキュラム内容の充実、教育の質保証のための活動をこれまで以上に強化していく。

学部全体の取り組みとしては、教育内容充実のため、新たに「学部改革委員会」を立ち上げ、学部長指揮の下、教育内容の見直し、充実、魅力づくりを図っていく。教育の質保証の一環として、英語教育の充実・満足度の向上を図る。毎日学べる「英語」を学生の希望別にクラス分けを行うと共に、2年次向けの毎日学べる「英語」はフレックスタイム割を編成し、学生がとりやすい仕組みを作る。さらに「海外言語文化演習」の充実のために、事前事後指導の単位化を検討する。学生のニーズに応える学習の指導体制を作るため、具体的には、英語、中国語、情報系資格などの習得を目指す学生に対して、指導する体制を作る。また、キャリア教育を重視し、現在2年次まで行っている指導を、3年次にまで広げ、将来の進路指導と結びつける。

文化情報学科では、学生にとって魅力あるカリキュラム作りの検討に入る。その第一歩として体験的学習科目として「フィールドワーク技法」を新設する。カリキュラムとしては、4つの学びの領域が、学生にとって魅力ある内容となるよう「海外言語文化演習」以外に海外での体験型の授業が可能か検討する。

メディア情報学科は、開設3年目であり、卒業研究指導の内容について学科内で議論を充実させ、学生の指導・ガイダンスを進めていく。また教育内容充実のためのFD活動を強化する。完成年度に向け、将来の教育内容の充実のため、学科内にワーキンググループを設け、カリキュラムの再検討、魅力づくりの検討を行う体制を作る。

<現代マネジメント学部>

企業、地域・公共、国際の3つのフィールドで必要とされるマネジメント能力の育成を目的として、経営、経済、法律、政治の4つの学問分野からカリキュラムが構成されている。しかし、本学部開設後10年が経ち、経済・社会環境が大きく変化し、より経営分野の諸科目の充実を望む声が強くなっている。その要望に応えるべく、平成25年度入学生から経営分野を強化した新カリキュラムを導入する。経営分野以外の3分野でも、全く新しい科目を導入し、内容を充実させて科目名を変更するなど改善を行っている。この新カリキュラムの導入によって、より実践力を高めたマネジ

メント能力の育成を目指すことができる。

平成25年度は、この新カリキュラム1年次生と旧カリキュラム2年次生以上が併存することとなるので、時間割の調整や教室割りの配慮など、学生の教育環境が低下することのないように万全の対応を行う。また、引き続きキャリア教育に各教員が注力し、公務員、教員、簿記、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者資格試験などキャリア教育に役立つ資格取得の支援を行う。具体的には、関連書籍を一定の教室に配架し、公務員対策試験や中小企業診断士などの各種資格に関する研究会の開催を該当教員の協力の下で実施する。

また、トイレの改修及び空調設備の更新等により学修環境の改善を図り、学部紀要の出版、FD推進事業等を実施することで、さらなる教育研究の向上に努めていく。

<教育学部>

教員、保育士の養成を目指して平成19年度にスタートした教育学部は、平成22年度に完成年度を迎え、本年度は7年目に入る。1・2・3期生の教員、保育士等の採用試験の結果は良好であり、本学部の教育方針は社会並びに地域のニーズに適合したものと受け止める。したがって、平成25年度も学部開設以来の基本方針「豊かな人間性を有するとともに、子どものよき理解者、教科・保育内容の専門家としての教員・保育士を養成する」を継承しつつ、新たな教育課題「求められる学士課程教育の質的転換」を踏まえ、体系的・組織的な教育の実施を視界に置きつつ教育の質保証に努める。

教育内容に関しては、学生の希望職種や実習に、より丁寧に対応させた平成23年度から進行中の新カリキュラムが平成26年度に完成を予定しており、本年度検証作業に着手する。少人数教育、模擬授業演習やケースメソッドの体験型学習、ふれあい実習を始めとする実習科目など本学部の特徴的科目をさらに充実させると同時に、授業方法の進展を図る学部FD活動を強化する。

学生生活の満足度を高める方策も志向し、教員の尽力・環境整備に一層努める。キャリア教育に関しては、関係授業科目による取り組み、学部キャリア教育委員会の経年実績に加え、平成24年度に設置された教職サポートルームの活動を具体化させて、職業意識の醸成と併せた教員・保育士等採用試験対策の拡充を図る。

卒業生・地域・教育機関等との連携を視野に置いた活動についても積極的な展開に道を拓く。

<看護学部>

看護学部は、平成25年度に完成年度を迎え、すべての科目が開講される。あわせて、卒業前に看護師及び保健師国家試験を受験することになる。そのために学部を挙げて国家試験合格率100%を目標に受験対策に取り組む。

平成22年4月の学部開設からこれまで3年間、順調に志願者及び入学者を確保してきた。平成24年度入学生から保健師選抜制を導入しており、平成25年度は保健師希望者に対するオリエンテーションと選考試験を行う。

平成24年度後期から本格的に領域別臨地実習が始まり、3年生、4年生は大学外での活動が中心となるため、一人ひとりの学生について臨地実習などでの様子を教員間で共有し、支援する体制を確立する。さらに専門教育プログラムが計画から実行に移る中での問題点を洗いだし、今後の教育に向けて調整と検討を行う。

平成25年度も学部教育での円滑な授業運営が研究活動に反映するようにFD活動を行う。

本学部は、オムニバス方式や教員の共同担当による授業科目を多く設定している。これらの科目の実施・運営については、それぞれ科目の担当責任者を置き、授業内容、成績評価等の責任の所在を明らかにするとともに、事前の担当者同士による実施・運用方法の打ち合わせや関連する他の授業科目担当者との連携を密にし、適切に教育課程が展開できるよう配慮する。

3. 大学院教育

<生活科学研究科>

食品栄養科学専攻では、平成24年度に管理栄養士の資格を有する教員が担当する栄養教育学分野を増設した。今後とも学部教育として管理栄養学科のカリキュラムとの整合性を図りつつ、社会と時代の要請に応えられるようにカリキ

キュラムの充実・整備を検討していく。

生活環境学専攻では、持続性ある生活環境の問題点の抽出と、それらの新展開を創生できる専門家の育成を引き続き目指していく。また、学部と大学院の教育の整合性を一層図れるように、カリキュラムの整備も進める。

各専攻に共通のこととして、この4～5年間入学定員未充足の状態が続いているので、募集方法の見直しも視野に入れつつ、学内外からの学生の応募を増やすための方策を模索していく。

<人間関係学研究科>

人間関係学研究科における教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は整備された。本研究科は、人間関係学部とは不可分な組織であり、特に人的資源に関してはこの意味で極めて制約されている。したがって、平成25年度は人間関係学部の教育目標、学位授与方針等について共通の認識に立ち、その上で、研究科としての教育方法を編成する必要がある。人間関係学研究科は、高度専門的職業人の養成を掲げ、臨床心理士、地域や福祉の公共政策、企業の人事・研修等に関わることで、社会への貢献を目指しており、こうした研究科としての基本的なあり方を維持しつつも、その時々々に社会や時代の要請に対して、柔軟に対応できるようにする。

教育方法については、各領域の専門性を深めるとともに、人間関係というテーマに関しては、学際的研究の利用可能性を生かして不断の検証を必要とする。また、教育課程については、上述のように、人間関係学部との緊密な連携を保つ本研究科にとって、学部が2学科体制へ移行しているため、現在の1専攻3領域の体制のあり方を見直すため、研究科に将来計画委員会を設置し、具体的に検討を始めたところである。

このほか学部学生にとどまらず、社会人の志願者にとっても魅力ある研究科を目指して、広報や入試方法の検討を含めて、教育研究体制が充実されるように努める。

4. FD活動

平成24年度のFD活動として、6月に「研究者が遵守すべき倫理規範について」をテーマにFD研修会を開催したほか、7月には科学研究費助成事業の研究費獲得のための研修会を昨年引き続き実施した。さらに9月には、文化情報学部と看護学部の教員によるFD活動報告会を開催した。平成24年度の新企画として「授業改善のための授業参観週間」を7月と12月に実施した。また、授業方法（アクティブ・ラーニング）、学部の教育内容やカリキュラムの点検についてのアンケートを実施し、本学における授業方法の現状把握を行った。

平成25年度は、授業方法、学部の教育内容やカリキュラムアンケートの分析を行い、その結果をまとめて、授業改善や教育の質向上に反映させていく。また、教育の質保証システム実行ワーキングの行動計画に基づき、平成24年度に引き続き、新任教員の学外研修派遣、教員相互の授業参観（新任教員研修の一環、学部学科内及び学部を超えた教員相互の授業参観）を行うほか、授業改善のための授業参観週間を前期、後期に3週間から1ヶ月程度の開催やFD研修会として科学研究費助成事業の研究費獲得のための研修会やFD講演会などを行い、教員の授業改善や教育の質を高めるFD活動の充実を図る。

さらに、事前・事後教育について検討するとともにシラバスに記載し、学修成果を高める工夫を行うほか、CAP制との関係についても改善を図る。また、双方向型の授業などアクティブ・ラーニングを取り入れた様々な授業方法が円滑に実施できるようにFD活動の充実・改善も進めていく。

5. 学修支援

平成24年度から人間関係学部がGPA制度を導入したことにより、全学部でGPA制度が適用される体制が整った。これにより学生は、自己の学業成績を的確に判断し、自らの学修に対して主体的に自己評価ができるようになった。平成25年度は、学生がGPA制度により主体的に学修に取り組むことができるようにすると共に、国際標準として教育の質を保証するGPA制度となるよう成績評価基準についても検討を行う。

平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、平成24年度に防災・安全教育に関する科目を設置することの検討を行った。その結果、全学部の専門性を活かして、近い将来に発生すると言われている南海トラフ巨大地震など大規模

な自然災害を想定し災害に対する科学的な知識を得るとともに、安全確保や災害時の確かな判断、行動ができるようにするため、新たに防災・安全教育科目として「安全学（仮称）」の科目を設けることになった。開講は、平成25年度4月とし、星が丘キャンパスと日進キャンパス間をインターネット回線で結び、双方向型の授業を行う。

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年12月24日）」に示された中で「幅広い学修を保証するための意図的・組織的な取り組み」として副専攻制度があり、平成23年度より教育の質保証システム実行検討ワーキングにおいて本学の副専攻制度について検討を始め、平成24年度は全学教務委員会においてキャリア教育に重点を置いた副専攻制度のあり方について検討を重ねてきた。そして、平成25年度は、本学のキャリア教育に関する科目群を整備し、平成26年には実施できるように検討を行う。

6. キャンパス間双方向授業システムの活用

平成24年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択された「キャンパス間双方向授業システムの構築」においては、星が丘キャンパスのメディア棟001教室、看護学部104教室及び日進キャンパス5-306教室の3教室をインターネット回線で結び、各教室で実施している授業内容がリアルタイムで視聴できる教育環境を整備し、アクティブ・ラーニングとして活用する「オープンノート」を導入した。

平成25年度は、新たに全学共通科目として開講予定の「安全学（仮称）」において、双方向授業システムを活用する。従来の全学共通科目「人間論」や教養教育、キャリア教育といった全学的な授業においても活用できるように検討し、学部間の齟齬をなくし、キャンパス間移動の問題を解消するとともに、履修の機会を増加させ、アクティブ・ラーニングへの運用を促していく。

III. 学生生活支援

1. 奨学金制度

平成23年度からスタートした椋山女学園大学同窓会奨学金について、平成24年度は、3名に計90万円（一人当たり30万円）を給付した。その一方、平成22年度にスタートした椋山女学園同窓会奨学金は、昨年度3名に計60万円（一人当たり20万円）を給付したが、平成24年度は、5名に計100万円を給付し、2名分40万円の増額給付となった。

依然続く経済不況の影響で経済的に困窮している学生への支援のために、椋山女学園大学貸与奨学金や日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用による学費支援を継続して行っていく。奨学金の採用件数も年間1,500件前後から1,900件弱と増えており、奨学金業務も煩雑化しているため、それに対応できる方策を考える。

さらに、平成24年度も従来に引き続き、学内外の奨学金制度の利用についての個別相談や、新たな取り組みとして、借入までの決裁が早く、他大学でも導入実績のある信販会社と提携し、未納となっている学納金を限度額とした、無担保で保護者が借入できる「学費サポートプラン」を導入した。

こうした取り組みについては、平成25年度も引き続き、「学生支援のためのガイドライン」に沿って、学修・生活指導教員や学生相談室などと連携を密にし、経済的理由により修学機会を失うことのないよう支援体制の充実を努める。さらに、椋山女学園大学奨励奨学金の学業奨励奨学金について、支給総額を変えない範囲で現行より受給対象人数を絞り、支給額を上げられるよう再検討する。

2. 健康管理・メンタルヘルス

平成24年度は、専任カウンセラー1名を中心に、非常勤カウンセラーや学生相談アドバイザー、医務室、学修・生活指導教員と連携した学生相談体制の充実を図った。

ここ数年メンタルヘルスの問題を抱える学生が増加し、長期休暇中であっても相談件数は減らず、今まで以上の学生相談室体制の充実が必要になっている。平成25年度は、星が丘キャンパスに2箇所設置されている相談室を1箇所に統合することによって、学生相談室内の連携強化、開室時間の延長などを行っていく。

また、学生が学生相談室を身近に感じ、気軽に利用できるような方策として、平成24年度に引き続き「ビーチボールバレー大会」などのイベントも開催し、学生相談アドバイザー等関係者と学生たちが交流した。こうした取り組みは、平成25年度以降も継続して実施していく。

ハラスメントの予防対策としては、平成24年度は学園と連携してアカデミックハラスメント防止についての研修会を開催したほか、新入生向けのリーフレット、全学生向けのポスターやカードを作成し、学生に配付してハラスメントの防止対策に努めた。平成25年度も継続して、教職員向けの研修会の実施やニュースレターの発行（年2回）、学生向けのリーフレット、ポスター、カードを作成して配付し、ハラスメントのない大学を目指す。

3. 課外活動・学生生活支援

平成24年度は、新たに4団体を課外活動団体として公認し、大学全体では74団体となった。課外活動には1年生約39.6%（昨年度：約30%）、全学として約28.4%（昨年度：約27%）の学生が活動しており、特に優秀な学生は、課外活動奨励奨学生として表彰を行った。平成25年度においても、課外活動団体の活動については、引き続き、活動費助成を含めた支援を行っていくが、活動費助成について配分方法等を見直し、配分基準等のガイドラインを策定する。また、団体の公認についての基準も見直す。これらを通して各団体の自覚と自主性を喚起していく。

防災対策として、平成23年度に作成した「災害（地震）対応マニュアル」を基に、平成24年度は、Smapを使い、学生を対象に災害時を想定した安否確認テストを実施した。ただ、回答率が全体の約16.3%に留まったため、平成25年度以降は、万一に備えての対応のために、回答率の向上に努める。

次に、学生寮（富士見寮）が平成25年に契約満了となることに伴い、現在の富士見寮（全120室）及び代万寮（全30室）に代わる学生寮（全152室）を新築、移転する。新学生寮の完成は平成25年3月の予定で、同年4月から運用を開始する。

また、平成24年度も、昨年に引き続き福利厚生施設の充実と学生の健全な食生活環境の整備のため椋山女学園食育推進センターの監修のもと、山崎製パン株式会社の協力により女子大学らしいバランス弁当の開発、販売を行った。平成25年度は、学生食堂の見直しを図り、学生がより利用したくなる学生食堂への魅力向上に努める。

4. 就職支援・キャリア支援

就業力支援事業については、学長の下に設置する「キャリア教育特別委員会」において「トータルライフデザイン教育の構築と推進」を引き続き取り組んできた。この事業の一環である「人材バンク」の推進については、平成24年度までにある程度の登録者が確保されたことから、平成25年度は教育課程内外での登録者の積極的な活用に取り組むとともに、利用方法の改善を図る。

低学年向けキャリア形成支援の推進については、①「スタートダッシュガイダンス」を1・2年生向けに実施しており、4年生早期内定者によるパネルディスカッションを加えるなど、学生が「自分自身の将来像」として具体的にイメージできる内容に改善し、また複数回開催するなど、より多くの学生が参加できるようにする。また、②「ゼミ訪問によるミニ就職ガイダンス」を教員からの要望により実施した。キャリアサポート課職員がゼミを訪問することで、学生との距離も近く、少人数でもあるため、学生の理解・意欲を向上できるため、平成25年度も引き続き、可能な限り対応していく。併せて、③3年生希望者に対し e-learning による「一般常識力向上のための筆記試験対策プログラム」を提供した。平成25年度からは対象者を2年生全員とし、2年生後期から開始し3年生前期までに終了するプログラムとし、そのまま就職活動に至る良い流れを構築する。定期的実施する集中講義との相乗効果により、理解度、達成度が確認でき、学生のモチベーション向上につなげる。

3年生対象の就職活動支援については、「一般常識力向上のための筆記試験対策プログラム」に加え、①「就職ガイダンス及び各種セミナー」を実施している。「就職活動の基本にかかわるコアガイダンス」と「補足的な内容のガイダンス及びセミナー」の両セミナーの実施状況、方法、内容を精査し、適宜、実施回数や実施内容の充実を図るなど改善に着手した。平成25年度は、企業における選考内容を考慮し、面接対策（グループディスカッション対策セミ

ナー、グループ面接対策セミナー)、エントリーシートの書き方セミナーなどの就職対策講座の強化に取り組む。また、②「就職に向けた支援行事」としては、「業界研究セミナー」(10月下旬～11月上旬)を平成24年度から新たに実施しており、11の企業等に日本経団連倫理憲章に抵触しない範囲で、業界の説明を聴く機会を設けた。平成25年度も実施時期・内容などを精査し改善を図る。「人間になろうOG就職交流会」(12月上旬実施)は、企業等で活躍するOGを迎え、OGの仕事内容、働くことの意義、社会人としての心構え、OG自身の就職活動などについて話を聴くことで、就職活動への意識を固める。「学内企業説明会」(2月上旬～2月末実施)は、本学学生の採用意欲のある企業を可能な限り増やし、学内で開催する(参加企業:平成22年度/75社、平成23年度/85社、平成24年度/99社、平成25年度/100社目標)。

4年生対象の就職活動支援については、①「中小企業団体と連携した学内企業説明会」(7月下旬)を、大手企業だけでなく中堅・中小企業にも目を向け就職活動を進める支援策として、本学内で初めて実施した。愛知中小企業家同友会加盟企業の中から、本学学生の採用意欲のある9社に参加いただき、10月15日現在で2名の内定に結び付いた。また、②「4年生未内定者向けフォローアップガイダンス」を数回にわたり実施し、求人情報の提供なども併せて、就職活動の振り返りと対応策などについて説明し、未内定者のフォローを行っている。さらに、③「愛知新卒応援ハローワークとの連携」として、愛知新卒応援ハローワーク担当者による出張相談を行った。上述の4年生への支援については、平成25年度も継続する。

インターンシップについては、希望する学生が増加傾向にあるため、受入先の企業等の新規開拓が必要となっている。新たな試みとして、インターンシップを就職活動につなげるよう外部講師(人材バンク登録者)による講演会を、事前・事後指導で開催した。また総括として、インターンシップ体験報告会を開催し、受入先企業等を招き体験報告を行った。平成25年度は、引き続き受入先企業の開拓、事前・事後指導内での外部講師による講演会の充実を図る。

5. 学修・生活指導教員制度の充実

学生生活を送る上で、学修、経済状況、メンタルヘルス、就職の4つの側面に様々な問題を抱えている学生が増加していることから、「学生支援のためのガイドライン」を作成した。そして、学修・生活指導教員が必要に応じ、学生相談室、医務室、教務課、学生課などの専門的支援部門や事務部門と連携してより決め細やかな学生支援を行ってきている。

平成25年度も学修・生活指導教員制度の充実を図るとともに、組織的、専門的体制による支援を行う。引き続き、ガイドラインに沿って、学修や学生生活で問題を抱える学生の支援を行うことで中途退学や除籍を防いでいく。

IV. 研究事業

1. 研究支援(研究費・研究環境制度の整備・充実)

研究支援については、個人研究費及び学園研究費の配当、外部研究資金の獲得がある。

学園研究費の配当については、個人研究ばかりではなく学部内及び学部を超えた共同研究に対しても行っている。外部研究資金(科学研究費助成事業、その他の学外研究助成金、受託研究費等)の獲得は、単なる学園財政上の問題を越えて、その採択自体が研究の社会的評価を伴っている。平成24年度は、科学研究費助成事業(平成25年度新規分)への応募件数が、62件(昨年度84件)に減少した。

平成25年度は、引き続き、学園研究費については、学部を超えた学際的な共同研究を奨励していく。さらに学長のリーダーシップの下、FD委員会と連携し、研究助成の採択向上を目指して、科学研究費助成事業の説明会を実施するほか、教職員向けホームページや教員業績データベースを活用して、外部の研究資金の獲得を行い、併せて研究支援体制を強化していく。

2. 研究成果の公表(研究活動の点検・評価を含む)

大学の情報開示において、本学の教員やその研究成果に関する情報の開示の重要性が高まっていることから、本学ホームページを利用し、「教員研究情報データ一覧」の運用について検討を行い、閲覧者の利便性の向上及び教員が効率的

に自身の情報を更新することができる仕組みを構築し、情報開示の充実を図る。

平成24年度に引き続き、『相山女学園大学研究論集』及び各学部の紀要を発刊するとともに、「学術機関リポジトリ」等も併せて利用し、各種研究成果の公表の充実を図る。

V. 国際交流

1. 国際交流

平成22年度に各学部の専門性と特色に基づく国際化を推進するため立ち上げた国際化・グローバル化実行ワーキングによる、短期・中長期計画に基づき、平成24年度は、上海師範大学から教員を招聘し、交換講演を行った。また、それと同時に、上海師範大学との学生交換交流10周年を記念した講演会や交流パーティーは、上海師範大学関係者のみならず、受入交換留学生OGも招待して行った。その他、学生交換交流10周年の歩みをテーマに写真展を大学祭期間に実施した。さらに、オーストラリアや中国の協定大学を訪問し、日本語学科の学生及び関係教職員と交流事業を行った。

また、タイのシーパトゥム大学との包括的な学術交流協定を締結し、今後の両大学間交流の第一歩がスタートした。

平成25年度は、上海師範大学との交換講演を実施する。またシーパトゥム大学との研究交流や学生交流の検討を行い、交流事業の拡大を図る。さらに、オーストラリアや中国の協定校への訪問も例年どおり実施し、同時期に他の大学を訪問し、効率的な協定校の新規開拓を行う。協定校の新規開拓について、国別では、アメリカ、韓国で新たな検討を進める。

その他、国際交流センターの活動を広報するために、平成23年度に創刊した国際交流センターの機関誌を平成24年度は年2回発刊した。平成25年度も発刊に向けて、発刊回数やWeb化など広報面の充実に努める。

2. 留学生支援

平成24年度に見直しを図った国際交流科目について、平成25年度から、外国人留学生等に関する授業科目が学則に既に規定されている人間関係学部を除く各学部に、国際交流科目を開放し、学部留学生が受講できるよう検討を進めた。平成25年度以降、星が丘キャンパスにおける外国人留学生で希望すれば、日本語や日本事情の国際交流科目を受講できるようになる。

また、受入交換留学生のインターンシップについて、上海師範大学からの留学生全員（3名）のインターンシップを実施したが、平成25年度も引き続きインターンシップを実施し、留学生が日本の企業を通して社会人体験をすることで、学問上では学べない「日本」の習慣や企業感覚を学ばせる。

さらに、学内の学生からボランティアでスタディ・メイトを募集し、受入交換留学生がより充実した学園生活を送ることができるよう、学生目線で学習面や生活面を支援する体制を整える。

私費外国人留学生の受入れについては、平成23年度に大学院生活科学研究科に大学院生の受入れを行ったことに続き、平成24年度は、国際コミュニケーション学部で外国人留学生入学特別選抜を導入した。

留学希望学生に対しては、留学に必要な語学力向上のため留学準備講座（IELTS対策）や留学セミナー及び危機管理セミナーを開催したほか、国際化・グローバル化実行ワーキングで、ここ数年来、検討が続けられている認定留学制度の導入に向けて実施案をまとめた。平成25年度は、認定留学の導入に向けて、関連部署との具体的な調整を図り、早期の実現を目指す。

さらに、学生交流や異文化理解を推進するため、国際交流センター主催の交流プログラムを毎月開催した。

平成25年度は、さらに学生の海外留学を促進するため、引き続き留学準備講座（IELTS対策）や留学セミナー、危機管理セミナーを実施するほか、国際交流センター主催の交流プログラムのさらなる充実を図る。

平成25年度は、海外に留学する学生への支援として、大学振興会からの留学補助金についても検討する。

VI. 学術情報

1. 図書館

平成23年度11月に公開することができた学術機関リポジトリについて、平成23年度に引き続き、平成24年度も国立情報学研究所の支援事業を受け、コンテンツの充実を図るべく、大学ホームページの情報公開の教員業績とのリンクや、椋山国文学等の中から、掲載許諾を頂いたコンテンツから、平成24年度中に564本を公開した。平成25年度からは、補助金が見込めなくなるため、極力、学内でコンテンツをデジタル化する作業ができる環境を整えて、各学部の紀要や各種報告書等、コンテンツの幅を広げて、充実を図っていく予定である。また、アクセス数等を、論文を公開している著作者に対して定期的に知らせる等の方法を検討する。

平成23年度から、図書館を一般女性に開放しており、初年度の利用者は延べ68名であったが、平成24年度は、9月末日までに延べ92名となり、活発に活用されるようになった。また本学卒業生については、昨年度31名が図書館の利用登録を行い、これまでに355名に館外貸出証を発行し、昨年度は延べ258名が420冊を借りた。卒業生に対しては、より図書館の利用について広報を行い、大学同窓会と協力して実行していく。

学生サポーターは、平成24年度人数を増やし、より積極的に活動してもらうよう、自主的な企画展示やグッズ制作等を行ってきた。平成25年度は、平成24年度の活動を土台として、より発展・継続して活動させていきたい。

選書ツアーについては、平成24年度前期に従来通り1日としたため、参加できる学部が限られていたが、後期は、日程を4日間から選択できる方式に変更したため、10学科36名の参加者となった。この結果から、平成25年度も、より多くの学生が参加し、椋山の蔵書をより豊かに学生自らの活用につなげる選書活動にしていく。

平成23年度から2年連続でビブリオバトルという学生の書評合戦に参加した。平成24年度の反省点を踏まえて、大学としての応援体制について検討し、平成25年度以降も継続して参加する。

データベース講座については、平成24年度前期・後期共、各種データベース毎の講習会と共に、CiNiiやJDreamの基本的なデータベースの使い方の講座も企画した。平成25年度は、講座の参加者を増やすと共に、情報リテラシー教育の一環として、図書館ツアーを初年次教育に組み込むなどを検討していく。

学生が図書館資料を授業や研究に活用し、図書館に来館した上で、長時間滞在が可能となるために、館内の備品の整備等が必要である。館内に学習支援の場であるラーニングコモンズを新たに作り出す余裕は無いが、今あるスペースをいかに有効活用できるかを検討し、現在使用中の什器等も再検討し、多目的に利用しやすい空間を作っていく。また、貸出冊数が減少しているため、1人が月1冊ずつ読むような広報も検討していく。

2. 情報環境

情報リテラシーガイドラインに基づく情報リテラシー教育の展開及び情報リテラシー力向上のための環境構築を進めることにより、学生の情報リテラシー力の向上を図る。

自主学習用プログラムの導入による情報関連資格の自習環境の整備について、平成20年度の試行的配備に始まり、平成22年度には全学部にも拡充し、平成24年度は本環境の利用促進と新たにITパスポート試験の自学自習ソフトを導入し、学生のさらなるスキルアップ向上を図った。本環境は、学生の自学自習を促進するもので、情報リテラシー力の向上に寄与している。平成25年度は、全学部にも導入しているMOS試験のスペシャリスト（一般）プログラムを一部教室についてエキスパート（上級）にバージョンアップし、上位資格を目指す学生にも対応できるように拡充する。

情報リテラシー科目の共通化については、情報リテラシー1科目を平成21年度より必修化し全学的に実施するとともに、入学者のレベルに配慮した授業の展開のためTS（Teaching Staff）の配備を強化した。平成22年度はチューター（本学学部学生による支援）を試行し、平成23年度は全学に拡大した。また、このチューターを情報SA（情報スチューデントアシスタント）と定め、その要項も整備された。平成24年度はTSとSAの効果的配備を図った。平成25年度は、SAのより有効な活用を目指す。

情報系資格取得のための初級システムアドミニストレータ試験対策講座について、平成21年度より試験の名称変更に伴いITパスポート試験対策講座として継続実施した。平成24年度はこの試験がパソコン活用試験（CBT：Computer Based Testing）に移行したため、対策講座の抜本的な見直しを行い、試験対策用の自主学習ソフトをMMS

1、日進MMS、メディア棟学生ホールに各10台ずつ導入した。平成25年度は、学生のやる気が持続するよう短期集中講座にするなど、合格率向上を図る。

平成20年度から開始したマイクロソフト認定のMCP試験対策講座は、対象としていた試験科目（Windows XP）が終了したため、平成23年度は対象試験を見直し、後継試験に対応した講座（Windows 7）を実施した。平成24年度も引き続き継続すると共に講座終了後のサポート体制を強化した。平成25年度は、合格率向上を目指し、対策講座の見直しを行う。

Ⅶ. 社会貢献・連携事業

1. 大学間・地域間連携

大学間・地域間連携については、「大学間・地域間連携事業の推進実行ワーキンググループ」の行動計画に基づき、平成24年度に日進市との連携協力に関する包括協定を締結した。平成25年度は、更にまちづくりや教育、文化振興など幅広い分野で連携協力を努めていく。

また、平成24年度に文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に選定された「中部圏の地域・産業界との連携を通じた教育改革力の強化（幹事校：三重大学）」においては、学生の社会的・職業的自立を促すため、参加23大学と中部産業界と連携して、アクティブ・ラーニングを活用した教育力の強化を行う。

上述事業のほか、愛知学長懇話会に関する事業、愛知県との各種連携事業等についても継続して実施し、本学の大学間・地域間連携の発展に向けた基盤形成を行うとともに、その実力を養っていく。

2. 生涯学習（公開講座・連携講座の実施等）

一般社会に生涯学習の場を提供し、キャリアアップ、教養力の涵養等の受講生の多様なニーズに対応することができる講座を、本学の教授陣も加わり、各種開講し、広く社会に生涯学習の機会を提供することとする。また、学生のキャリア支援を実施するため、在学生からの受験希望が多い各種資格試験について、学内を準会場として団体受験させるなど資格取得支援を実施する。

その他、公共団体への講師の派遣、学内の施設を利用した連携講座の実施を行うことで、より多くの生涯学習の場を身近な場所で、学ぶ方々の職業や性別に関係なく提供している。この連携講座は、連携先の公共団体等とともに、大学内での日頃の教育研究の成果が地域社会の中でよりわかりやすく還元され、その地域の方々の知識や教養となって貢献できる“学び舎”を目指したものである。

3. 臨床心理相談室

臨床心理相談室の相談件数は、平成19年度以降は年間2,000件を超え、平成23年度からは2,500件を超えるようになった。この傾向は、平成25年度も続くと考えている。大学が所在する日進市とは、教育委員会との連携による日進市内の小中学校への臨床心理相談に関する巡回指導業務や地域の住民を対象とした発達障害に関する保護者相談会の開催を継続実施し、平成24年度に設置された日進市障害者支援センターとの連携に向け、準備を開始した。平成25年度は、より連携を深めていく予定である。また、東日本大震災に係る被災者等への心理相談は、窓口の開設を継続する。

このように臨床心理相談室は、地域や社会に開放された施設であるが、大学院生の研修施設でもある。ここでの教育・訓練はカンファレンスとスーパーヴィジョンを中心としているが、これらを補完するものとして、また地域住民への相談室の広報及び大学における『臨床の知』の還元も含めて毎年特別講演会を開催している。参加者からの要望の方も強いので次年度も開催を継続していく。

その他にも、断続的に実施している教育関係者やスクールカウンセラーを対象とした研修講座の開催等、臨床相談室が持っている知財を広く社会に向けて還元させていく。

VIII. 学生募集・入試改革

1. 学生募集

入学広報については、広報活動内容を見直しながら、広報課との連携を強め、募集活動及び広報活動の強化を図る。

具体的内容としては、オープンキャンパスの実施プログラムの見直しによる充実、受験生の立場に立った魅力ある大学紹介を行う。また、大学展への積極的な参加を通じて、受験生及び保護者を対象とする活動を強化し、高等学校の訪問及び教員対象大学説明会の実施により高等学校への積極的な情報提供及び高等学校現場からの意見収集を行っていく。

本学の入試広報イベント別の志願動向では、特に大学独自の広報イベントの重要度が高く位置づけられる。平成25年度においても、オープンキャンパスや出張講義等の入試広報を実施するにあたり、教職員の円滑な協力を得るための方策を検討し、より積極的な学生募集を行う。

2. 入試改革

本学への志願者の増加を図り、安定的かつ質のよい学生の確保に努めるため、国の方策等も踏まえ、中・長期的展望のもとに入試制度の改革を進める。また、保護者の負担を軽減する方策として、入学試験の成績により給付する奨学金制度の導入を検討していく。

入試制度をめぐる諸課題については、国際化・グローバル化を念頭に、社会人や外国人留学生の受入について、より多くの学部で積極的な受入が可能となるような体制づくりを中・長期的展望を持って整えていくことに努める。

IX. 管理運営

1. 管理運営体制

全学意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、大学の運営に関する重要事項に関し、企画・立案・審議することができる新たな組織の構築に向け、学内で検討を行ってきた。

平成25年度は、新たな組織の構築に先行して意思決定の迅速化及び委員会組織運営の効率化を図るため、教務関係及び学生支援関係の諸委員会の運営統合を行い、その上で、本学にふさわしい体制を構築していく。

また、副学長制度を導入し、学長のリーダーシップを支える教学運営・執行体制の強化を図る。

2. 自己点検・評価

本学では、自己点検・評価活動として、毎年「大学年報」を刊行し、7年に1回の第三者評価に備えてきた。平成24年度は、平成25年度に第2回目となる大学基準協会の認証評価を受ける申請年度を迎えるため、大学評価運営委員会を中心に「点検・評価報告書」を作成し、平成25年1月に草案を提出した。

平成25年度は、大学基準協会の書面評価と実地調査が行われ、最終的に評価結果として、大学基準に適合しているかどうか通知される。書面評価は4月に提出する「点検・評価報告書」「大学基礎データ」とそれを裏付ける資料をもとに行われ、実地調査は書面評価を踏まえて9月～10月に行われる。

この認証評価の結果を真摯に捉え、積極的な改善・改革を行い、大学の内部質保証システムを充実させ、より良い大学を作っていく。

4 梶山女学園高等学校・中学校に関する事項

I. 平成25年度の基本方針

幼稚園から7学部2研究科を擁する梶山女学園大学・大学院までの女子総合学園の中学・高等学校としての位置づけを明確にし、「人間になろう」の教育理念に魅かれて入学してくる生徒・保護者の期待に応えるための教育を推進する。

- ① 新カリキュラムの高校2年次、高校3年次の選択科目を整備する。
- ② 生徒が主体的に参加できる行事の企画・運営を行う。
- ③ 生徒が健全な学校生活を送るため、基本的な生活規律の確立を目指し日常的な指導を徹底する。
- ④ 生徒の自主性の育成を図るため、生徒会活動の指導を充実させる。
- ⑤ 学年に応じた生徒の進路意識を啓発し、生徒の要望に応じた進路指導を行う。また、併設大学のキャリア教育特別委員会とも連携しながらキャリア教育の在り方について検討する。
- ⑥ 中・高生の心身の発達に留意し、梶山女学園食育推進センターと連携し食育教育を実践する。
- ⑦ 梶山女学園エコ対策推進委員会と連携し、中学・高等学校で実施可能なエコ対策教育を実践する。
- ⑧ 梶山女学園大学国際交流センターとも連携しながら、中・高の豊かな国際交流プログラムを企画し実施する。
- ⑨ 年々増加しつつある心の悩みを抱える生徒の実態把握と指導の充実を図る。
- ⑩ 部活動の活性化を図る。
- ⑪ 図書館と連携し、図書館を利用した梶山独自の多角的な学習活動の充実を図る。
- ⑫ 総合学園としての展望を持った生徒募集政策を策定する。
- ⑬ 学校の危機管理、防災計画を確立し、生徒・教職員への徹底を図る。

II. 教育活動

1. 生徒の自律的な学習習慣の確立と基礎学力の向上

- (1) 生徒が主体となる「調べ、まとめて、発表する」授業形態を工夫する。
- (2) 小テスト、補習等をこまめに実施し、家庭学習につながる課題を工夫する。
- (3) 学力実態分析を基に、生徒個々人の学習意欲を喚起する指導を推進する。
- (4) 望ましい学習態度、学習習慣の育成と定着を図る。

2. 平成25年度高校新入生の新カリキュラム完全実施の際の周辺整備とシラバスの作成

- (1) 平成25年度高校新入生の2年次、3年次の選択科目内容を確定する。
- (2) 平成24年度の各教科指導の反省に基づき、より効果的なシラバスを作成する。

3. 教員の指導力の向上

教科会での研修報告や公開授業、職員研修会等を通して、教師としての指導力の向上を図る。

4. 「人間になろう」の教育理念の下に行う特色ある教育

- (1) 総合学習では「人権」「環境」「国際理解・平和」の3分野を設け、調べ学習、実体験、まとめの発表等の学習を通して、大テーマ「人間になろう」を追究する。
- (2) 修学旅行・校外学習等の行事に際しては、事前研究を行い、現地での講話・体験等を重視する。また、事後報告、レポート作成等本校独自の学習活動として位置付ける。
- (3) 実施時期、実施内容を見直しながら芸術鑑賞を設け、情操の育成の機会とする。
- (4) 国際理解を深める教育の一環として、中国・南京の姉妹校との交流を継続する。また、オーストラリア・ブリ

スペインと新たにイギリス・ケンブリッジへの語学研修を実施する。ただし、南京曉庄学院とは外交情勢を配慮し、検討したい。

- (5) 別記図書館を利用した読書活動の推進に努める。

Ⅲ. 生徒指導

1. 生徒の自主性の育成

- (1) 生徒の自主性を高める場として、ホームルーム活動及び部活動を位置付ける。
- (2) 生徒会活動の充実や発展を推進する。
- (3) 部活動の充実・活性化を推進する。

2. 生活規律の確立

- (1) 身だしなみ・マナー・遅刻者指導等、基本的な生活規律を確立する。
- (2) 変貌しつつある問題行動への対応と防止を図る。
- (3) カウンセラー・家庭・関係機関等との連携を図る。
- (4) エコを意識した生徒の自主的な活動を推進する。

Ⅳ. 進路指導

1. 生徒進路決定のサポート

高校では、年次指導計画に従って、進路意識の早期啓発から具体的な志望校・学部・学科選びまで、個々の生徒の進路決定に際し、きめ細かい指導（適性検査、校内模試等）を行う。また、併設大学のキャリア教育特別委員会と連携し、中・高生の進路意識の早期啓発のための具体策を検討する。

2. 併設大学進学者に対する進学指導

- (1) 高校2年次では、1学期に大学・各学部教員による学部説明会を実施し、3学期末に大学での模擬授業を体験させ、より明確な学部選択ができるよう指導する。なお、高校2年次での既存の高・大連携行事については、その内容の見直しも含めて高・大連絡協議会にて検討する。
- (2) 高校3年次では、学部説明会及び卒業生との懇談会を設定し、進路決定を指導する。

3. 他大学進学者に対する進学指導

他大学への進学希望者に対しては、他大学へ進学した卒業生との懇談会の設定をはじめ、外部進路情報の提供を綿密に行い、学力補充のための講座や補習を実施する。

4. 中学校における進路指導

椋山女学園高等学校進学及びそれ以外の進路を希望する生徒に対し、適切な指導を行う。また、併設大学のキャリア教育特別委員会と連携し、生徒のキャリア意識を発掘するための方策も検討する。

Ⅴ. 安全管理

1. 生徒の安全を確保するための交通安全指導と犯罪防止活動等の実施

- (1) 交通安全・痴漢防止対策等における警察署との連携、生徒への広報活動を推進する。
- (2) 外部者による危険を想定した危機管理マニュアルの周知、防犯訓練の実施、防犯設備・グッズの整備を図る。
- (3) インターネット犯罪に巻き込まれないようその危険性を周知徹底し、適切に指導する。

2. 学校防災計画の充実と実施

- (1) 避難訓練を実施し、災害発生時の緊急対応体制を確認し、生徒・教職員への周知徹底を図る。
- (2) 保護者との連携を図り、災害発生時の帰宅方法や連絡方法等の周知を図る。

VI. 保健管理

1. 学校保健計画の作成と速やかな実施

- (1) 定期健康診断を実施する。
- (2) 環境測定を実施する。

2. カウンセリング等の教育相談体制の整備・充実

- (1) 心身に悩みを持つ生徒の実態を把握し、関連部署で協議をしながら指導に当たる。
- (2) カウンセラーや併設大学院人間関係学研究科の学生との連携を図り、指導を充実させる。

VII. 職員研修

1. 教育力向上のための研修実施

- (1) 平成25年度全国高等学校国語教育研究連合会主催の第46回研究大会愛知大会の会場校として参加協力を行う。
- (2) 全教員参加の研修会を年2回行う。
- (3) 校外の各種研修会への参加を推進する。(全国私学研究集会、中部私学研究集会等)
- (4) 研修補助費等を活用し、教職員の研修を支援する。
- (5) 新任教職員への研修を行う。

VIII. 保護者・地域住民等との連携・協力活動

1. PTA活動等への協力を通じた保護者との連携

- (1) PTA定例総会を実施する。
- (2) 各学年における保護者会、学級懇談会を実施する。
- (3) PTA研修会、学年企画等を実施する。
- (4) メール配信システムを利用し保護者との連絡を密にする。

2. 地域住民との連携・協力活動

- (1) 登下校時の通学路・地下鉄駅でのマナー指導を徹底する。
- (2) 学校行事に際して地域住民に理解と協力を依頼する。
- (3) 覚王山地域を知るための総合学習を実施する。
- (4) 全校生徒による地域清掃活動を実施する。

IX. 施設・設備

1. 特別教室の有効活用

- (1) 生徒に対して、授業後にコンピュータ室を定期的に開放する。
- (2) 特別教室を整備し、有効に利用する。

2. 視聴覚機器の有効活用

- (1) 普通教室のプロジェクターをいつでも使用可能な状態に保つ。

(2) 視聴覚機器を適切に利用可能な状態にする。

3. 各種施設の有効活用

図書館・グラウンド・体育館等、諸施設の安全で有効な使用を促し、ホームルーム活動や部活動の活性化に役立てる。

4. 各種処理ソフトウェアの充実

成績処理システムのより円滑な使用に努め、敏速かつ正確なデータを生徒指導に役立てる。

X. 生徒募集計画

1. 本校の魅力の広報・発信

学園広報課と連携を密にして、学校案内パンフレットやホームページ等の充実を図り、より効果的な広報活動を行う。

2. 総合学園としての展望を持った生徒募集政策の策定

学園を取り巻く情勢を様々な機会を利用して情報入手・分析し、入試政策に活かす。また、過去の入試結果の分析、入学生の追跡調査を行い、募集計画を立てる。

3. 各種企画の充実

オープンスクール・学校説明会・入試体験（中学校）・入試説明会（高等学校）の充実を図る。

XI. 図書館活動

1. 学習・情報センターとしての学習活動の支援

- (1) 新入生を対象に図書館メディア・オリエンテーションを実施する。
- (2) 調べ学習の授業や総合学習「人間になろう」における図書館の利用を促進する。
- (3) 身近な図書館としてレファレンスサービス等の図書館利用を促進する。

2. 読書センターとしての読書活動の支援

- (1) 読書ノート・図書館利用ガイドを発行する。
- (2) 魅力的な選書と配架の充実に努め、生徒の読書活動を推進する。また、図書廃棄の方針も立てて適宜行う。
- (3) ホームルーム読書会に向けて集団読書テキストを選定する。
- (4) 相中・相高100冊により読書活動を推進する。

3. 外部への積極的な広報活動

相山女学園高・中図書館ホームページによる蔵書検索を可能とし、生徒・保護者への貸出を促進する。

5 梶山女学園大学附属小学校に関する事項

I. 平成25年度の基本方針

本学園教育理念「人間になろう」を教育の根幹におき、小学校校訓「強く、明るく、美しく」の具現を目指した教育の推進と共生と未来志向の視点のもとに学校改革・改善を図る。

学校改革の目標は、「地球時代の“人間になろう”を目指した学校づくり」であり、学級・学校をひらき、ユネスコスクールの加盟登録が認定されたことに伴って、地域や世界とつながる学校として、確固たる地位を創り出す。

本校独自のプロジェクト「宇宙船地球号プロジェクト」としてのテーマは「水と生活」であり、このテーマを中心に、全学年での学びのカリキュラムを創り、ホールスクールアプローチの具体化をめざす。

新校舎での1年目に当たり、創設時の先進性をこの21世紀の地球時代に反映すべく「梶小ルネサンス」として、学校、PTA、学園と連携して、学校づくりをより推進するとともに、新校舎を活かした教育を展開する。

音楽・数学・情報教育・環境教育・国際理解教育・命と食育・アート交流・ふれあい実習等を中心に、大学や梶山人間学研究センターや梶山女学園食育推進センターと小学校との連携を強化し、これらのプログラムも、小学校のホールスクールアプローチの一環として位置付け、協働的で生成的な学園連携を図る。また、山添キャンパスの幼稚園や中学校・高等学校と交流を推進する。

II. 教育活動

1. 教育目的

梶山女学園大学附属小学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

2. 教育方針

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院まで備えた当地方唯一の女子総合学園の一翼を担って一貫教育を推進し、教育の一層の充実を目指す。
- (2) 地球時代の「人間になろう」を目指した学校づくりを推進する。
共生と未来志向という地球時代の視点の下、「ひらく・つなぐ・つむぐ」をキーワードに、E S D (Education for Sustainable Development 持続発展教育) を基盤に据えながら、ホールスクールアプローチを通して、学校改革を推進する。
- (3) 本校の伝統に基づきながらも、学級・学校をひらき、未来を目指し、地域や世界とつながる学校として、ユネスコスクールの加盟登録が認定されたことにも伴って、E S D (持続発展教育) を推進し、確固たる地位を創り出す。そのために、本校独自のプロジェクト「宇宙船地球号プロジェクト」の共通テーマ「水と生活」を中心に、全学年での学びのカリキュラムを創り、ホールスクールアプローチの具体化をめざす。
- (4) 小学校校訓「強く、明るく、美しく」を地球時代の「人間になろう」の観点から具体化し、一人ひとりの個性の尊重とその個性をより光り輝かせ、共に生きる共生の視点から、知・徳・体の調和のとれた共創・共生の心を育む。
 - ①「強く 共に生きる」
自らの心や身体を鍛え、命と自然を尊び、他者と協働しながら、共にたくましく生き抜く力を培う。
 - ②「明るく 共に学びあう」
深く考え自ら学ぶ態度と基礎基本の学力・活用力を養い、明るく知性に満ちた個性の伸張とともに学び合う場を作り出す共創・共生の心を育む。

- ③「美しく 共に響きあう」
- 礼節を重んじ、豊かな情操や芸術性と国際性を養い、思いやりと品位ある生活態度を養う。
- (5) 共に生きる学級・学年プロジェクト活動、共に学び合う学びのコミュニティ、共に響き合う学校空間を創出する。
 - (6) 1学級30名の学級編成を基盤に、15人ずつの少人数指導も取り入れ、個々の児童を大切に、行き届いたきめ細かな指導に努める。
 - (7) 英語を毎日少人数で実施し、地球言語としての英語のコミュニケーション力を育成する。同時に、国際性あふれる資質と態度の形成を図る。
 - (8) 女子のみの利点を活かし、思いやりと品位があり、社会的貢献ができる人間性豊かな児童を育成する。そのために、文部科学省が推進するE S D（持続発展教育）や市民性教育を追究する。
 - (9) 一部専科制を取り入れ、専門性を活かした指導の充実と中学校・高等学校や大学との連携を図る。特に、環境教育や国際教育推進の体制づくりを行う。
 - (10) 教職員相互の信頼関係と協働性を高め、全教職員が一体となって、学校づくりに当たる。また、教員研修を充実し、一人ひとりの自己開発力を高め、教員の質のさらなる向上を図る。
 - (11) 新しい時代に向けて社会の要請する取り組みとして椋山女学園アフタースクールを設け、放課後の子どもたちの安全安心な居場所としての学童クラブ、新たな拡張的な学びを展開するクリプトメリアンセミナーを実施する。
 - (12) 私立学校職員としての誇りを持ち、私学教育の特色を発揮すべく、自らの研鑽と協同的な研究研修活動を行い、本校独自の指導実践を工夫する。

3. 教育活動

- (1) 新学習指導要領に依拠しつつ、指導要領の背景にあるE S D（持続発展教育）と教科等とのつながりを探究し、本校教育の内容を質的にも向上させ、学力と生きる力の深化と定着に努める。
- (2) 学力の基礎を成す国語・算数は勿論、他の教科・領域にも、協同的な学び合い等の指導法を取り入れ、学力の向上とともに、児童の自ら学ぶ意欲を高め、学びのコミュニティとしての学級の発展も目指す。
- (3) 専任講師、専任教諭による英語学習を毎日少人数編成で1年生から実施し、英語によるコミュニケーション能力を高め、学級担任と共に国際理解や国際交流の深化を目指す。
- (4) 本校独自の「宇宙船地球号プロジェクト」の具現化をめざして、旧来の単なる体験重視の4年生山の生活、5年生海の生活、6年生三方の生活・修学旅行等の校外宿泊生活を、安全と内容の充実はもとより、全学年でつながり積み重なる学び合いの視点で改善し、協同的な学び合いをベースにしたホールスクールアプローチを展開する。具体的には、遠足や夏休みの生活などと教科学習や総合的な学習をつなげて、各学年が課題を持ちながら展開していく。（事例：1年生 里山の生活、2年生 森の生活、3年生 川の生活、4年生 山の生活、5年生 海の生活、6年生 東紀州の生活）
- (5) 書初コンクール、図工作品展、縄跳び大会、生活科への日本舞踊の導入等、様々な活躍の場や学びの場を設け、児童の特性の伸張を図るとともに、学級全体の向上や国際的な交流の場としても役立てる。
- (6) 児童会室やホール等で行う児童の主体的なプロジェクト活動を異学年の交流等を含めて支援する。
- (7) 国際交流を進めるため、5・6年希望者を対象にオーストラリアのパス等でホームステイを実施する。
この交流活動とリンクする学習プロジェクトを開催し、子どもたちの事前学習を充実し、現地での体験活動や交流活動の充実を図る。
- (8) 情報教育については、各学年で総合的な学習の時間等を活用し、パソコン指導を行い、操作能力の修得と調べる力、発表力等、プレゼンテーション能力の向上を目指す。さらに、スカイプなどを使ったテレビ会議等を国境を越えて実施し、情報教育と国際教育の融合を図る。

- (9) 大学と連携したビオトープの再整備、東山動物園と連携した名古屋メダカプロジェクト、地域のフィールドワークによるプロジェクト等と関連させながら、環境教育に力を入れるとともに、各学年で取り組んでいる内容の位置付けを明確にし、環境教育の統括化と実践化を図る。また、椋山人間学研究センターのプロジェクト活動に主体的に参加し、研究実践の深化を図る。
- (10) 国際教育、環境教育、平和教育、人権教育、食育等を相互に関連させ、文部科学省及び国際連合が世界中で進めているESD（持続発展教育）を全教育課程において実践化し、世界の教育ネットワークであるユネスコスクールとして、他のユネスコスクール等とも連携していく。本校独自の「宇宙船地球号カリキュラム」やテキストを作り、実践する。また、名古屋フィルハーモニーと協働した寄付教育を通して、コンサートなど音楽による表現活動を展開していく。
- (11) 食育を通して、健康を守り育てる、豊かな心を育む、環境にやさしいをキーコンセプトにして、健やかな人間の育成を図る。そして、小学校と椋山女学園食育推進センター、PTA、業者が連携を図り、安全安心な給食を実施する。
- (12) 朝読書タイムを確保し、読書指導を行い、物語や人物への共感的な心情や生きる力等豊かな人間性を養う。
- (13) 椋山女学園アフタースクールの活動内容として、次の2つの取り組みを実施する。
第1の取り組みは、放課後児童健全育成としての「学童クラブ」である。多様化する家庭の在り方に対応する取り組みとして、放課後や長期休業期間に、児童を学校で預かり、家庭に代わる安心安全な居場所を提供する活動である。
第2の取り組みは、学童クラブ以外の児童も対象とした「セミナー」である。昨年度まで実施してきた「クリプトメリアン・サタデースクール」の講座や児童に人気の高い習い事教室を、「クリプトメリアンセミナー」として実施する。伝統文化・アート・サイエンス・スポーツ・コミュニケーションの5つのコンセプトによって、椋山女学園のスクールアイデンティティの浸透と「人間になろう」の具現化を図る。

Ⅲ. 生活指導

- (1) 生活指導主任と生活指導部の活動をより強化し、予防的生活指導の徹底を図る。
- (2) スクールカウンセラーと協働し、教育相談活動の充実を図る。併設大学人間関係学部との連携を深める。
- (3) 人に優しい、人の痛みがわかる心温かな情操の育成に努める。
- (4) 「早寝、早起き、朝ご飯」等児童の基本的な生活習慣の浸透を、保護者の理解と協力を得ながら推進する。
- (5) 挨拶、言葉遣い、所作等に気をつけ、品位ある生活習慣を身につけさせる。
- (6) 規則を守ってけじめある生活をし、誇りを持って行動できる子を育成する。
- (7) 本校の基本的な生活態度を「椋小スタンダード」として全校で指導し、定着させる。
- (8) 防災教育、安全教育を警察署や地域の人々との協力も得て実施し、「自らの身を守る」態度形成を図る。

Ⅳ. キャリア教育

- (1) 発達段階に応じた適切な自己理解を促進し、自己の成長に気付かせ、自分の良さや可能性を認め、将来への夢や希望が持てるように賞賛や激励の働きかけに努める。
- (2) 職業体験に結びつく、児童の主体的なプロジェクト活動を新校舎の新しい空間等を利用して行う。
- (3) 椋小ホールスクールアプローチによる各学年の商店・博物館・新聞社・テレビ局・研究所等のプロジェクトを職業体験と結びつけ、自ら公共空間に参画しようとするシティズンシップを育てるキャリア教育を推進する。その一環として、起業教育ともつながる児童会を中心とした「椋ニコGOODS」の制作、販売を通じたブルキナファソ支援活動を推進する。

Ⅴ. 安全管理

- (1) 「防災計画」、「児童の安全確保及び防犯対策」、「災害時の措置」等の規程に基づき適切に対応する。

- (2) 防災・防犯施設の整備・点検の充実を図る。
- (3) 生活安全情報に留意し、通学路の安全確保、安全点検に努めるとともに、安全教室等を実施し、児童の登下校の防犯意識を高める。
- (4) 昼間は警備員による校門を中心とした学校周辺の警備、夜間は防犯機器による機械警備を継続する。
- (5) 安全管理に対する教職員の意識を改革する研修会を警察や専門機関と連携を図り、継続的に行う。

VI. 保健管理

- (1) 本校保健安全計画に基づき、児童の健康管理、安全管理の適正化を図る。
- (2) 児童の病気・怪我等に対する適切な対応について周知徹底を図る。
- (3) 日常生活で安全に行動できる能力を養うとともに、命を大切にする気持ちを高める。
- (4) 保健室の整理整頓に努め、より適切な運営ができるように、保健室の充実と保健関係の広報活動を図る。

VII. 組織運営

- (1) 教務主任、生活指導主任、研究主任、行事主任を置き、各主任は小学校運営委員会のメンバーとして学校の組織的運営に責任ある立場として関わり、全校一体となった学校運営に努める。学校改革の必要に応じて、特別課題を任務とする主任（特任主任）を設け、情報収集から制度設計、運営実施、検証を行う。入試改革のための特任主任を置く。
- (2) 広報活動を学園と一体になってさらに強化していく。ホームページの充実を図り、小学校側にも担当と実務担当を置き、素早く日常的な対応ができるようにしていく。
- (3) 財政的経営状況の健全化に努める。
- (4) 学校評価を実施し、学校経営の適正化を図る。
- (5) 個人情報の管理について適切な対応を図る。
- (6) 椋山女学園アフタースクールを統括するアフタースクール長を置く。

VIII. 職員研修

- (1) 教員の人材育成、能力開発の観点から、ライフステージにあった研修目標の設定と研修を実施していく。また、個々の研修を教職員全体でも共有し、学校全体の組織力も強化していく。
- (2) 全校で共通の研究テーマを設け、テーマの探究、研究授業の実施、研究紀要の作成等、主体的な研究活動を実施したり、外部の専門家を講師で招いたり、積極的に研修会へ参加したりして、研修活動の活性化を図る。
- (3) 教員の質的向上を図るために、自己開発の視点から、ジャーナルによる日々の内省と校外での研修や研究活動への参加を推奨する。また、小学校教員の大学への非常勤講師等としての派遣や幼稚園、中学校・高等学校との研究や交流を図る。

IX. 学校評価

- (1) あらゆる教育課程において、計画・実行・評価の視点を持って、普段から学校運営に全教職員が関わる。
- (2) 3学期に、全教職員で学校評価を行い、次年度の学校計画づくりに活かす。
- (3) PTA活動等からの要望や保護者の意見等を、学校改善に活かす。
- (4) 外部者や専門家等のメンバーによる学校教育への助言や評価をいただき、学校経営に活かす。

X. 保護者・地域住民等との連携

- (1) 学期に2回ずつの保護者会と年に2回の個人懇談会を開催し、保護者の学校教育への理解を深めるとともに、教師・保護者間の意志の疎通を密にする。

-
- (2) 保護者とは日常の連絡も密にとることに留意し、相談事にも親身になって応えることに努める。
 - (3) PTA活動を学校づくりの重要なパートナーとして位置付け、プロジェクト型の新たな活動を通して、学校改革を推進する。PTAメンバーの主体的な参加から生まれた「PTAルネサンス委員会」の活動とも連携を強化していく。
 - (4) 地域からの信頼を高められるよう次の事項に留意する。
 - ① 地域の行事や地域の交通安全活動等に積極的に協力し参加する。
 - ② 児童の登下校や地下鉄・バス利用の態度の向上を図る。
 - ③ 保護者の学校周辺での自家用車駐停車のマナー向上を図る。

X I. 施設・設備

- (1) 新校舎や新しい施設・設備を最大限に生かし、教育活動の改革を図る。
- (2) 施設・設備の保全・維持・管理の充実に努める。
- (3) 新しい学校空間を生かし、展示や整理整頓等を徹底的に工夫し活用していく。
- (4) 全教職員が、校内の空間構成への意識を高め、児童の学びへのしかけとなる空間構成や学びのポートフォリオとしての空間づくりも取り入れ、豊かな校内環境を演出する。

X II. 児童募集計画

- (1) 募集広報活動の充実に努める。マスメディアを利用した広告の効果的な掲載を図る。
- (2) 特色ある独自の授業の実践に努め、積極的にマスメディアに情報を流す。
- (3) 幼稚園・保育園等の訪問等を実施し、幼稚園・保育園とのつながりを強化していく。
- (4) 入試改革として実施したAO型入試も含め、定員増に対する入試時期や入試方法については、検証しながら、改善を図る。
- (5) 広報活動を素早く、日常的にホームページ等で行う。また、転勤や海外赴任の多い企業等との協力関係を強化していく。

6 梶山女学園大学附属幼稚園に関する事項

I. 平成25年度の基本方針

本学園の教育理念である「人間になろう」を根幹とし、人間性豊かで心身ともに健やかな幼児を育成する。

平成24年度、本園は創立70周年を迎えた。その歴史の重みを受けとめ、これまで培われてきた伝統を継承しつつも、新たな時代をリードする先進的な幼児教育を推進すべく、本年度、園舎の全面的な改築を実施する。

また、改築に必要なおよそ10ヶ月間は、幼稚園教育に対応できるように改装した旧附属小学校校舎を仮園舎として使用し、次に示す本園の教育方針に留意しつつ、充実した教育を進めていく。

- ① 健康な心と体（心身ともに健康で明るく、元気に満ちた子どもに育てる）。
- ② 自己発揮（いろいろなことに興味を持ち、積極的に取り組む子どもに育てる）。
- ③ 人間関係力（友だちを大切に、協力して行動できる子どもに育てる）。
- ④ 道徳性（約束や決まりを守り、思いやりの心を持つ子どもに育てる）。

II. 教育目標・教育課程

1. 学年の目標

- (1) 年少の目標 園生活に慣れ、好きな遊びを通して友達に親しむ。
- (2) 年中の目標 友達との関わり合いを喜び、一緒に遊びを楽しむ。
- (3) 年長の目標 友達との繋がりを深め、目的を持って遊びを進める。

2. 分野別の目標

(1) 運動

身体を動かして遊ぶ楽しさや心地良さを知り、進んで体を動かそうとする意欲を持つ。

- ①年少の目標 身体を動かして遊ぶ楽しさを知る。
- ②年中の目標 身体を動かすことの喜びを味わい、進んで運動する。
- ③年長の目標 自分なりに目標を持ち、進んで運動することを楽しみ、友達と共通の目的を持って競技や運動遊びに取り組むことで満足感を味わう。

(2) 食育

食生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけ、食べることを楽しみ、健康な体作りとのつながりを知る。収穫の喜びを知り、調理を通して食べ物への興味・関心を持ち、食べ物、食材を大切にしようとする。

- ①年少の目標 食事に必要な習慣や態度を知り、いろいろな種類の食べ物や料理を楽しむとともに、食べ物を残さず食べようとする。また、自分たちで植えた野菜を見たり、成長に気付いたりする。
- ②年中の目標 食事に必要な習慣や態度を身につけ、健康と食べ物との関係について関心を持ち、できるだけ多くの種類の食べ物や料理を味わったり、食べ物を残さず食べたりする。また、自分たちで植えた野菜を栽培する手伝いをし、その成長を喜ぶ。
- ③年長の目標 自分の健康に関心を持ち、様々な食品をバランス良く食べるとともに、食事に必要なマナーを身につける。また、野菜の世話をする楽しさや収穫の喜びを味わうことで、自然の恵みの大切さを知り、生産者への感謝の気持ちを持って食事を味わう。

(3) 人間関係

身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。

- ①年少の目標 身近な人の存在を知り、親しみを持つ。
- ②年中の目標 身近な人に親しみを持ち、関わりを楽しむ。
- ③年長の目標 身近な人との関わりを深め、思いやりを持つ。

(4) 環境

身近な環境に親しみ、自然と触れ合い、様々な事象に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 身近な動植物に興味を持ち、触れて遊ぶ。また、物を大切にしようとする。
- ②年中の目標 身近な動植物に親しみを持って大切にしようとするとともに、自然に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。また、物や資源を大切にしようとする。
- ③年長の目標 身近な動植物に触れる中で生命の大切さを知るとともに、生活の中で自然に触れ、その大きさや美しさ、不思議さ等に気付く。また、物や資源を大切に使う。

(5) 言葉

経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現するとともに、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や姿勢を持つ。

- ①年少の目標 日常生活に必要な言葉が分かるようになり、自分の気持ちを言葉で表現しようとする。また、人の話を聞こうとする。
- ②年中の目標 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうとともに、人の話を聞こうとする意欲を持つ。また、文字や数字に興味を持つ。
- ③年長の目標 自分の経験したことや考えたことを話し、相手に伝える喜びを味わうとともに、人の話をよく聞き、先生や友達と心を通わせる。また、言葉、文字、時計、物語に興味や関心を持つ。

(6) 表現活動

教師や友達と一緒に歌・リズム等の表現遊びを楽しみ、豊かな感性や想像力を育む。様々な楽器やいろいろな音を聴く機会を意識して取り入れるようにする。

- ①年少の目標 音楽に親しみ、歌ったり、踊ったり、楽器を使ったりすることを楽しむ。
- ②年中の目標 友達と一緒に歌ったり、踊ったり、リズムに合わせて演奏したり、役になりきったりすることを楽しむ。
- ③年長の目標 自分なりに歌やリズムのイメージを捉えて表現することや、友達とイメージを共有しながら表現遊びをすることを楽しむ。

(7) 制作

生活の中でイメージを豊かにし、様々な素材・用具を使って、描いたり作ったりすることを楽しむ。

- ①年少の目標 自分の好きなものを描いたり作ったりすることを楽しむ。また、はさみやクレヨン等の用具の使い方を知る。
- ②年中の目標 いろいろな素材に親しみ、イメージを形にしたり絵に描いたりすることを楽しむ。また、用具の正しい使い方を知り、決まりを守って使う。
- ③年長の目標 自分なりにイメージを膨らませ、工夫して作ったり描いたりすることや、友だちとイメージを共有しながら一緒に作品を作ることを楽しむ。また、用具、素材の特徴を活かして使う。

III. 安全管理・保健管理

- (1) 毎年安全計画・危機管理マニュアルを見直し、改善を図る。
- (2) 年間地震3回、火災2回、不審者3回程度の避難訓練を実施する。

- (3) 避難訓練時には必要に応じてガードマン、事務職員等にも協力を要請して行う。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入れ替えを定期的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要な都度見直し、いざという時の備えを常におく。
- (6) 教職員の安全対応能力の向上のために、園外の研修への参加及び園内での研修を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。
- (7) 安全に関する施設・設備を最大限に整えるとともに、教職員がすぐに対応できる備品は身に付けたり、手近な所に常に置いて緊急時に対応できるようにする。
- (8) 毎月最初の日を安全点検の日とし、点検表に従って全教職員で園内を隈なく点検し改善を行う。また、怪我の発生については、掲示中の「ヒヤリ ハット マップ」を活かして発生場所についての共通認識を深めるようにするほか、朝礼時に全教職員で事態を把握する。
- (9) 家庭との連携については「眉山幼稚園の教育」等で入園当初から対応を伝えるほか、訓練実施の都度、協力を要請する。
- (10) 担任、養護教諭等が日常的に子どもの健康観察を行い、異常を感じる場合は保健室コーナーで適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。
- (11) 在園中にどうしても担任が保護者の代行で与薬の必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (12) アレルギーの対応については、可能な限り安全安心な食品、物品、塗料や清掃剤等を使用する。給食やおやつへの対応は個別に行う。
- (13) 健康診断や部屋の空気検査等は、定期的に専門機関に要請する。
- (14) 保健だよりを発行し、保護者に子どもの健康管理についてのポイントを知らせる。

IV. 保護者との連携

- (1) 担任と保護者が、朝と帰りに直接顔を合わせて子どもの様子を伝え合う。
- (2) 各部屋の前の連絡板でその日の活動や連絡等を毎日伝える。
- (3) 毎月の保育のねらいや計画を月毎に掲示し、常に目に触れるようにする。
- (4) 年間日程を4月に保護者に渡し、年間の流れが分かるようにするとともに、月毎にも詳しい日程を渡す。
- (5) 園だより（月1回）、学年だより（随時）、クラスだより（随時）、保健だより（随時）等、園からの発信をできるだけ多くして、園の方針や子どもたちの様子を詳しく伝える。
- (6) 保育参観・保育参加・個別懇談会・希望者懇談会・学級懇談会・父親懇談会等を多く実施し、担任と保護者、また、保護者同士の交流を深める。
- (7) 「コミュニケーションボックス」を常時設置し、保護者が随時意見を出せるようにする。
- (8) PTAと教育活動全般にわたって必要に応じて協力・連携をし、教育活動をより豊かで安全に行えるようにする。
- (9) 父母のボランティアにより、絵本図書館での子どもの援助・園外活動の付き添い・演奏等を実施する。
- (10) ホームページスペシャルサイトにて日々の保育の様子を、写真を織り交ぜて伝える。
- (11) メールシステムにより、緊急連絡等を行う。

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 講演会（年1～2回実施）への参加を保護者だけではなく地域の方々へも呼びかける。
- (2) PTA主催の「親子のつどい」には卒園児とともに地域の方々へも参加を呼びかける。
- (3) 地域から本園に寄せられた意見・要望に対して、できる限り応えるよう努力する。
- (4) 地域に子育てニュースを発信する。

VI. 教育相談体制

- (1) 園内の教育相談について、担任の他、園長、教頭等がいつでも受入可能な準備をする。
- (2) 園外からの相談も受け入れる旨を常時園外から見える位置に掲示する。
- (3) 園の全教員が私学協会認定の「教育相談員」の資格を取って対応する。

VII. 組織運営

服務監督、情報管理、経理管理については、学園全体の取り決めに従い実施する。

VIII. 研修

1. 自己研修・園外研修

園外の研修に全員ができるだけ多く参加し、その成果を園内で報告する。私学協会主催の「教育相談員」の認定を職員全員が取得する。

2. 園内研修

- (1) 毎日学年会議を開き、実践上の問題を報告し合い、次の日の実践に活かす。
- (2) 週1回の職員会議において、学年毎の実践を報告し全員で共有する。
- (3) 職員会議において、教員の日々の教育実践記録の実践例を紹介し、個々の教員の実践を全員で共有する。
- (4) 全園で共通の年間研究課題を決め、それに基づき個々の教員ごとの具体的なテーマを設定し、研究を行う。その成果を全員参加の協議会で発表・討論を行い、報告書としてまとめる。

IX. 施設・設備

1. 安全のための施設・設備の点検

保育室や園庭、遊具の点検を毎月全職員で行い、園児が安全に活動できるようにする。

X. 特別支援・連携

平成25年度も、次のように子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設けたり、また、関連機関との連携を行ったりすることによって教育の充実を図る。

- (1) 併設大学の学生の体験学習の受け入れ、併設大学教育学部の実習生の受け入れ
- (2) 併設中学校の生徒が自作の絵本を携えて訪問
- (3) 近隣中学校の職業体験の受け入れ
- (4) 県内高等学校の職業体験の受け入れ
- (5) 老人ホーム、消防署等への訪問
- (6) 警察署員・交通指導員による交通教室等の実施
- (7) 環境サポーターによる自然教室
- (8) 人形劇観賞、ミニコンサート、サンタクロースの来園等
- (9) 併設小学校との連携、田代小学校との連携
- (10) 校医をはじめ、近くの外科医等の医療機関との連携、関係の子どもが通っている福祉施設との連携